

小樽市景観計画



平成21年2月

小樽市

第1章	小樽市の景観とこれまでの取組	1
第2章	景観形成の基本目標	3
第3章	景観計画の区域	4
	1. 景観計画区域	4
	2. 小樽歴史景観区域	5
第4章	良好な景観の形成に関する方針	10
	1. 市域全域における良好な景観の形成に関する方針	10
	(1) 景観形成の基本方針	
	(2) 景観形成の考え方	
	(3) 自然景観等の保全について	
	2. 小樽歴史景観区域における良好な景観の形成に関する方針	17
	(1) 景観形成の基本方針	
	(2) 景観形成の考え方	
第5章	良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項	34
	1. 市域全域における良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項	34
	(1) 届出の対象行為	
	(2) 行為の制限	
	2. 小樽歴史景観区域における良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項	37
	(1) 届出の対象行為	
	(2) 行為の制限	
第6章	景観重要建造物及び景観重要樹木並びに小樽市歴史的建造物等の指定の方針	69
	1. 景観重要建造物の指定の方針	69
	2. 景観重要樹木の指定の方針	69
	3. 小樽市歴史的建造物等の指定の方針	69
	(1) 小樽市歴史的建造物の登録（指定）の方針	
	(2) 保存樹木等の指定の方針	
第7章	屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項	70
	1. 基本的事項	70
	2. 誘導方針	70
	用語の解説	71

第1章 小樽市の景観とこれまでの取組

自然と地形の状況

小樽市は、北海道の西海岸のほぼ中央に位置し、海・山・坂と変化に富んだ地形に加え、四季折々の表情を見せる豊かな自然に恵まれ、市街地は三方が山に、一方が海に開けたすり鉢状の地形が特徴となっています。

歴史的街並みの形成と歴史的建造物

本市固有の街並みは、1889年（明治22年）に色内・手宮の地先の埋立てが完成し、水辺に沿って石造り倉庫が建ち並んだころからその原形が形成されました。また、明治から大正にかけて全国の金融機関が進出したことにより、多くの銀行が建築されました。これらの石造り倉庫や銀行などの建築物の多くは、第2次世界大戦後の高度成長期にも壊されることなく存続し、現在、本市の景観を形成する重要な要素となっています。

市民と協働のまちづくり

1966年（昭和41年）に市街地の深刻な交通渋滞対策として都市計画決定された「道道臨港線」の整備事業により、一部石造り倉庫の解体が進み、また、小樽運河の埋立ても計画されていたことから、その後10年以上にも及ぶ「運河論争」が始まりました。これを契機に市民、事業者及び行政においては、本市固有の景観に対する重要性の認識が深まり、協働してまちづくりを行っていく気運が醸成されました。

景観条例の制定

本市は、1983年（昭和58年）、運河地区などにある歴史的建造物[※]や景観地区[※]の保全などを目的として、北海道で初めての景観条例である「小樽市歴史的建造物及び景観地区保全条例」を制定しました。その後1992年（平成4年）には、先の条例を発展的に解消し、歴史的景観に加え、本市の特性である自然景観・眺望景観を守るとともに新築される建物の景観誘導や緑化の推進などを盛り込んだ「小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例」（以下、「景観条例」という。）を制定し、景観行政を推進してきました。

景観保全への取組

本市は、「景観条例」に基づき「小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観審議会」（以下、「景観審議会」という。）を設置し、歴史的建造物の実態調査をもとに、景観審議会の意見を聴いて保全すべき建物を「小樽市登録歴史的建造物」として登録しました。その中で特に重要であり、所有者の同意が得られたものを「小樽市指定歴史的建造物」として指定し、更に景観形成にとって特に重要な地区を「特別景観形成地区」として指定してきました。また、登録・指定歴史的建造物の外観補修や特別景観形成地区内における建築物の修景工事等に対し助成などを行い、その保全を図るとともに、景観上優れた建造物や市民の景観保全活動に対して「小樽市都市景観賞」を設け表彰してきました。更に、市内全域を対象として「景観まちづくり協議会」を組織できることとし、市民の景観形成活動に対して支援してきました。

景観の保全・創出

本市は、景観に関する総合的な法律である「景観法」が制定されたことから、2006年（平成18年）11月に「景観行政団体」となり、今後は、これまでの取組を踏まえ、景観行政の指針である「景観計画」により、市民や事業者とともに実効性の高い景観の保全・創出を図っていきます。

第2章 景観形成の基本目標

美しい街並みの形成と豊かで活力のある環境の創造には、良好な景観は不可欠な要素であり、将来にわたってその整備及び保全が図られなければなりません。

こうしたことから、市民、事業者及び行政が一体となり、潤いと活力あるまちづくりを進め、好ましい景観を後世に残すため、景観形成の「基本目標」を次のように定めます。

基本目標

自然景観の保全を図り、自然と街並みの調和がとれたまちづくりを進めます。

歴史景観の保全を図り、歴史と文化の香り高いまちづくりを進めます。

小樽らしい都市景観の創出を図り、潤いと活力に満ちたまちづくりを進めます。



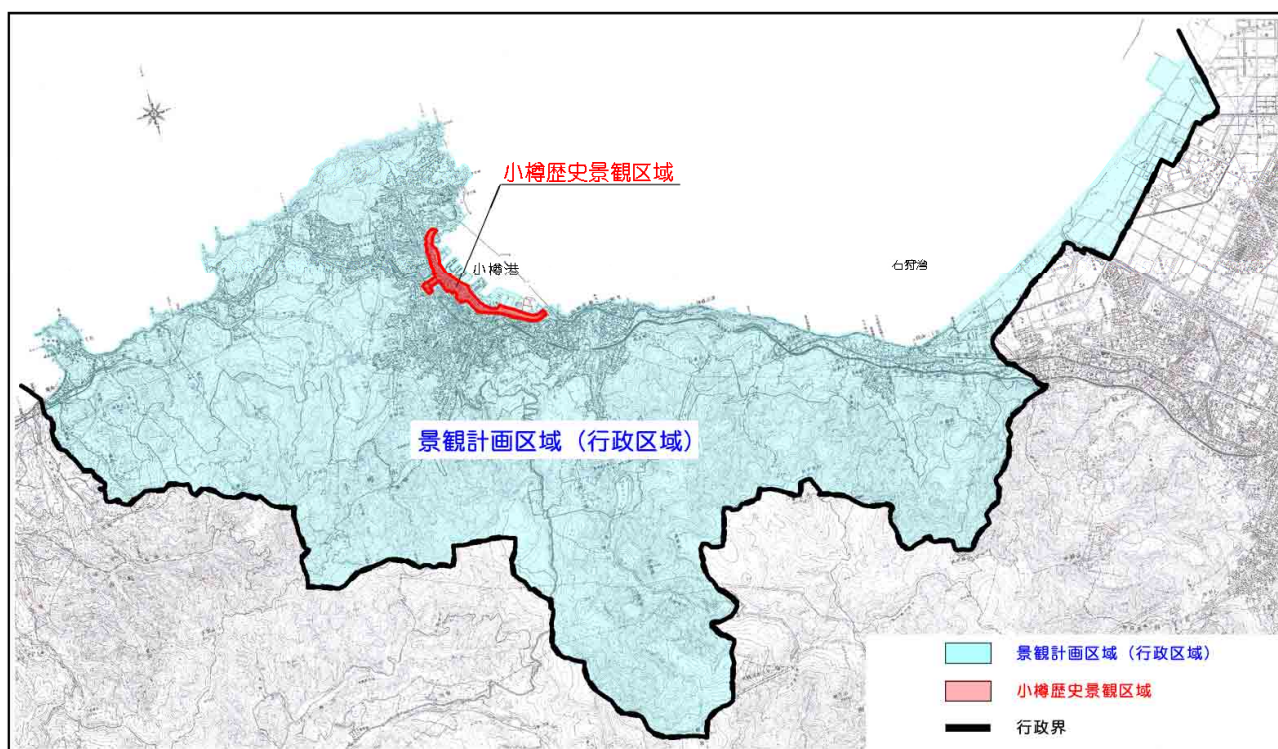
小樽の市街地

第3章 景観計画の区域

1. 景観計画区域

これまでの景観行政の取組を継承し、更に小樽らしい都市景観の形成を図っていくため、景観計画区域を本市の行政区域である『市域全域』とします。

景観計画区域図



2. 小樽歴史景観区域

景観計画区域のうち、歴史、文化等からみて小樽らしい良好な景観を形成している重要な区域を『小樽歴史景観区域』（131.6ha）として指定します。

景観の特性

■ 景観形成重要建築物等[※]周辺地域



景観形成重要建築物等[※]を含む地域で景観形成重要建築物等[※]と調和した都市景観の形成を図る必要がある地域。

■ 拠点景観形成地域



小樽らしさを代表し、かつ、重要な街角、広場等として都市景観の形成を図る必要がある地域。

■ 重要眺望景観地域



重要眺望地点[※]からの良好な眺望景観の保全を図るために建築物等の規制を行う必要がある当該重要眺望地点[※]の周辺地域。

■ 歴史的景観地域



歴史的建造物[※]を含み、歴史的景観を形成している地域で、当該歴史的建造物[※]と調和のとれた整備を図る必要がある地域。

■ 新都市景観形成地域



潤いと活力のあるまちづくりを進める上で、新しい街並みとして都市景観の形成を図っていく必要がある地域。

■ 港湾[※]景観形成地域



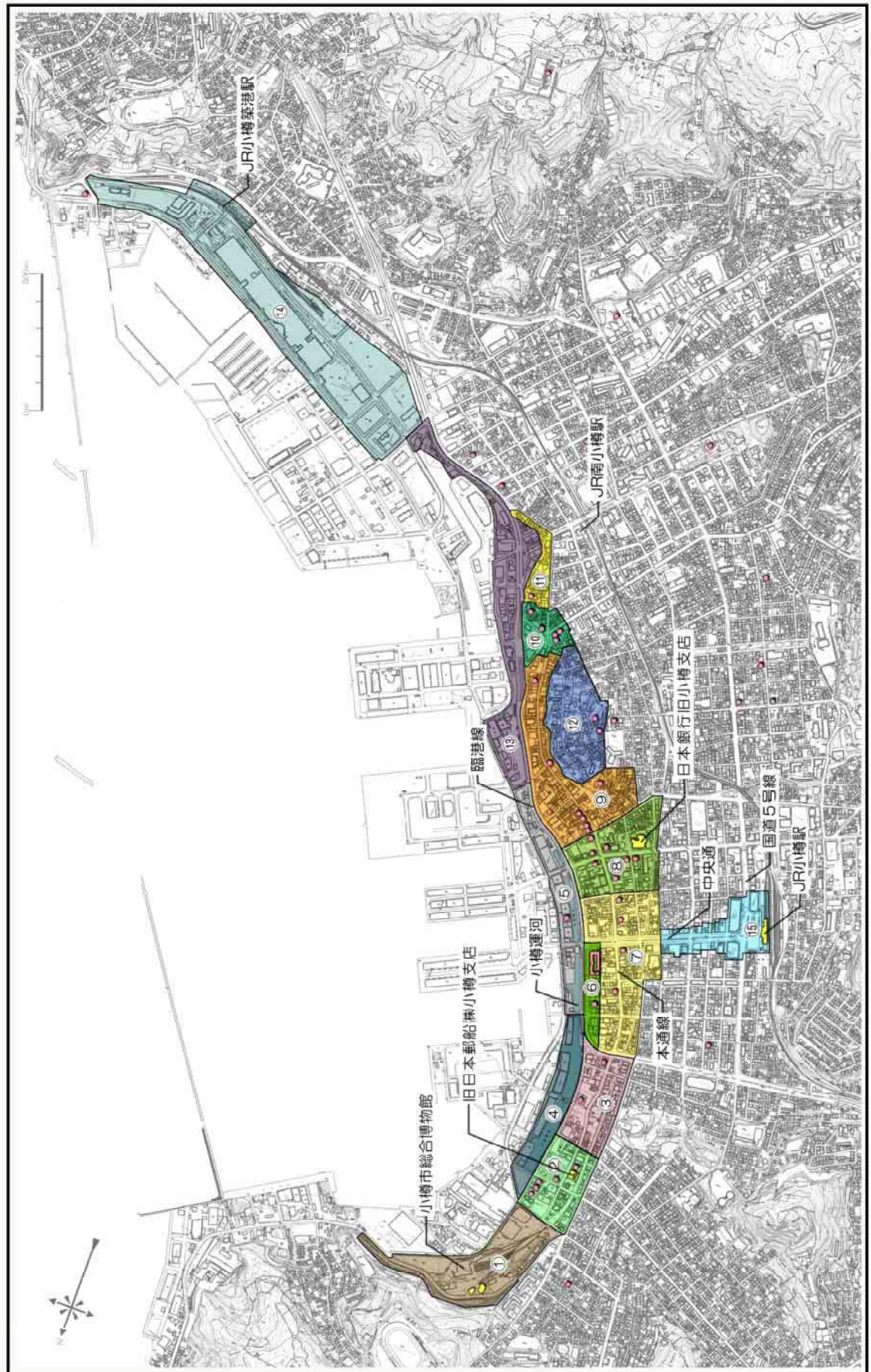
港湾及びその周辺地域で、都市景観の形成を図る必要がある地域。

この「小樽歴史景観区域」を景観の特性や歴史的背景を考慮して15の地区に分します。

	地区名（面積ha）	景観の特性	地区の概況
①	手宮鉄道施設地区 （約10.6ha）	<ul style="list-style-type: none"> ・景観形成重要建築物等周辺地域 ・歴史的景観地域 	北海道で初めて開通した幌内鉄道の起点であり、国の指定重要文化財の「旧手宮鉄道施設」を中心とした地区。
②	日本郵船地区 （約5.7ha）	<ul style="list-style-type: none"> ・景観形成重要建築物等周辺地域 ・歴史的景観地域 	国の指定重要文化財の「旧日本郵船(株)小樽支店」を中心とした地区。
③	色内3丁目周辺地区 （約6.2ha）	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的景観地域 	日本郵船地区と小樽倉庫地区を結ぶ地区。
④	小樽運河北地区 （約6.1ha）	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的景観地域 	当時のままの姿を残す運河と埋立地に建てられた工場建築が特徴的な地区。
⑤	小樽運河南地区 （約7.1ha）	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的景観地域 	運河と石造り倉庫などが一体となった街並みが特徴的な地区。
⑥	小樽倉庫地区 （約1.9ha）	<ul style="list-style-type: none"> ・景観形成重要建築物等周辺地域 ・歴史的景観地域 	小樽海運の隆盛時の象徴である旧小樽倉庫、旧大家倉庫を中心とした地区。
⑦	色内1・2丁目地区 （約12.3ha）	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的景観地域 	小樽を代表する都市軸 [※] である中央通と歴史的景観を残す本通線とが交わる地区。
⑧	日本銀行地区 （約8.7ha）	<ul style="list-style-type: none"> ・景観形成重要建築物等周辺地域 ・歴史的景観地域 	かつて全国の金融機関が進出し、北海道の金融、経済の中心として往時の繁栄をしのばせる地区。

	地区名（面積ha）	景観の特性	地区の概況
⑨	堺町本通地区 （約11.1ha）	・歴史的景観地域	商家や倉庫などの比較的 [*] 低層な歴史的建造物が軒を連ねている地区。
⑩	入船七差路 （メルヘン交差点）地区 （約3.3ha）	・歴史的景観地域 ・拠点景観形成地域	放射線状にのびる大きな交差点を囲んで、洋風の歴史的建造物が [*] 建ち並んでいる地区。
⑪	三本木急坂地区 （約1.8ha）	・歴史的景観地域	明治から大正にかけて建てられた低層住宅が見られ、昔の名残を伝える名のついた三つの坂がある地区。
⑫	水天宮周辺地区 （約7.7ha）	・歴史的景観地域 ・重要眺望景観地域	市内の中心部にある緑多い眺望に優れた地区。
⑬	有幌・港町地区 （約13.3ha）	・歴史的景観地域	小樽港の整備の歴史とともに商業・流通業務地区として発展してきた地区。
⑭	小樽築港地区 （約30.5ha）	・新都市景観形成地域	複合的な機能が集積した新市街地が形成されている地区。
⑮	小樽駅前・中央通地区 （約5.3ha）	・新都市景観形成地域	国の登録有形文化財の「JR小樽駅」や中央通を中心とした地区。

小樽歴史景観区域図



第4章 良好な景観の形成に関する方針

1. 市域全域における良好な景観の形成に関する方針

(1) 景観形成の基本方針

景観形成の「基本目標」を実現するため、市域全域における景観形成の基本方針を次のように定めます。

基本方針

小樽固有の自然・歴史・文化の継承と創造

景観形成の核となるシンボル空間の創造

地区の特性を生かした個性的で調和のとれた街並み景観の創造

四季折々の変化や時の移り変わりを大切にした都市景観の創造



天狗山からの眺望



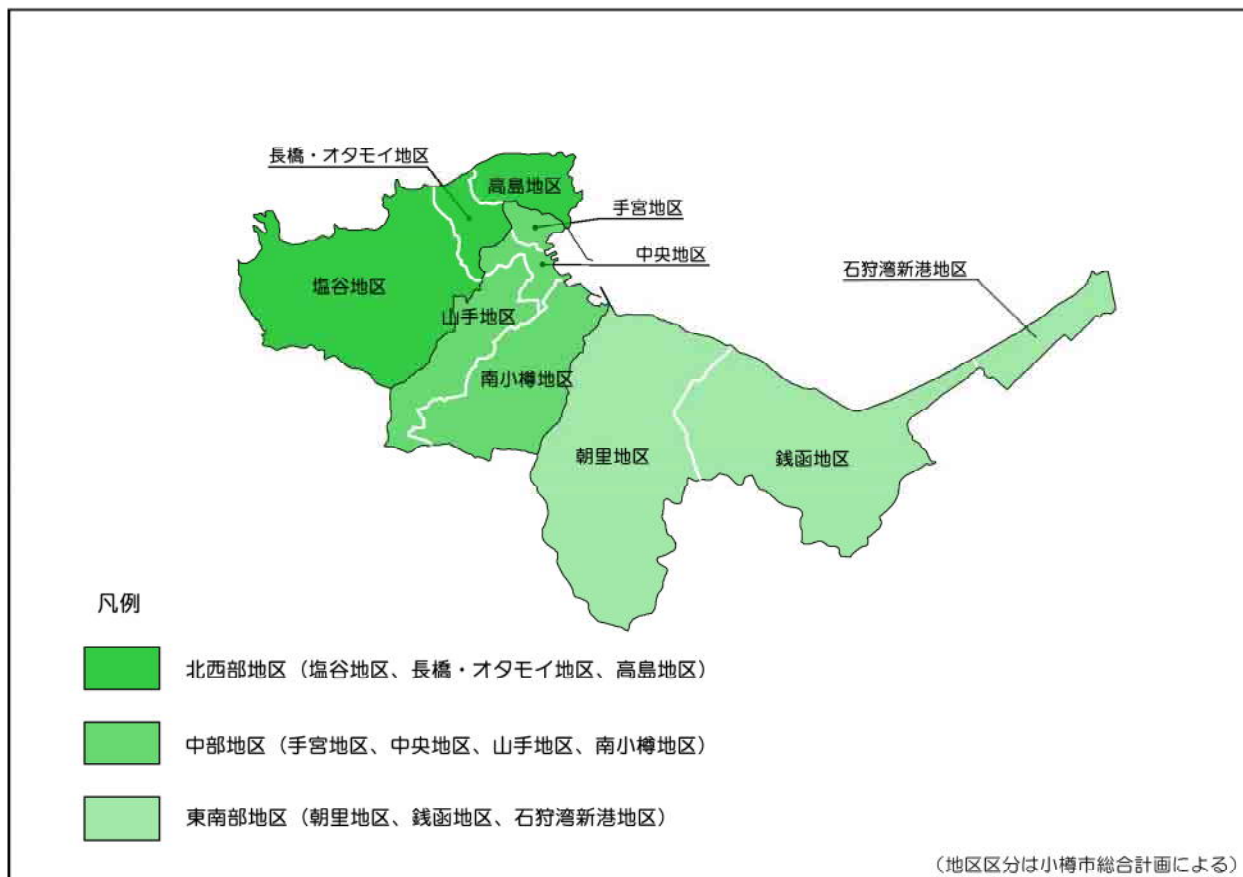
積丹へと続くオタモイ海岸

(2) 景観形成の考え方

本市の市街地は長い海岸線沿いに展開し、海、山、坂などの地区固有の特性が複合的に絡み合い独自の景観を創り出しています。

このことから、市域全域を地区の特性などを踏まえ3地区に分け、それぞれの景観形成の考え方を以下のように示します。

地区区分図



■北西部地区（塩谷地区、長橋・オタモイ地区、高島地区）

地区の概況		
<p>◆祝津、赤岩、オタモイから塩谷、忍路、蘭島と続く海岸線の大部分は「ニセコ積丹小樽海岸国定公園」に属しており、祝津・オタモイ海岸など岬や入江、断がい、奇岩の連続する景勝地のほか、蘭島海岸など本道有数の海水浴場を有しています。</p> <p>◆市街地は、主に海岸線沿いの平坦地から丘陵地の谷あいにかけて形成されており、山あいには農地や山林が広がっています。</p>		
	地区の特性	景観形成の考え方
背景の山々	<ul style="list-style-type: none"> 丸山からほぼ360°展開する眺望や赤岩山からの眺望が特徴的であるとともに、これらの山々は背景の緑の一角をなす重要な要素となっています。 	<ul style="list-style-type: none"> 街並みの背景となる山並みの保全を図るとともに、これらと調和した景観の創出に努めます。
市街地	<ul style="list-style-type: none"> 山あいを抜ける農道沿いには、畑や果樹園が連なり、自然豊かな田園風景が広がっています。 祝津周辺は、古くから漁業で開け、変化に富んだ海岸線沿いには、番屋などの歴史的建造物が多く残されています。 高島岬周辺は、祝津マリーナや水族館が整備され、観光、レクリエーション地となっています。 	<ul style="list-style-type: none"> 果樹園などが沿道に広がる田園風景に配慮した景観の形成に努めます。 漁家建築や神社などの歴史的建造物の保全を図るほか、新たに建てられる建築物等についても、周囲との調和を図った景観の創出に努めます。 観光、レクリエーション地では、これらの特性に配慮し、自然景観との調和に努めます。
海	<ul style="list-style-type: none"> 荒々しい岩場や絶壁のほか、静かな入江の砂浜などダイナミックで多様な海岸線が眺められます。 夕日の美しい忍路湾や祝津から蘭島まで続く勇壮な海岸線などの自然景観が特徴です。 	<ul style="list-style-type: none"> フェリーなどから市街地を望む景観に配慮し、調和のとれた街並みの形成に努めます。

■中部地区（手宮地区、中央地区、山手地区、南小樽地区）

地区の概況		
<p>◆^{カヤシバ}茅柴岬から平磯岬にかけての海岸線には、石狩湾に面した天然の良港・小樽港が開かれており、背後には天狗山や於古発山などの山々が赤井川方面に連なっています。</p> <p>◆劇場都市[※]をイメージさせる湾曲した港湾と放射状にのびる市街地に、人口、産業の集積が進み、都心部として発展しています。</p> <p>◆手宮公園、旭展望台、水天宮などの眺望地点から、小樽の特徴である海や山・坂などの自然地形やそこに広がる街並みを一望できます。</p> <p>◆小樽歴史景観区域では、小樽の景観を象徴する運河とその周辺の歴史的建造物[※]により、新旧調和のとれた街並みが形成されています。</p>		
	地区の特性	景観形成の考え方
背景の山々	<ul style="list-style-type: none"> ・天狗山や旭展望台など、身近なところから市街地や小樽港を望むことができます。 ・市街地から緑豊かな山々を望見できます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・街並みの背景となる山並みの保全を図るとともに、これらと調和した景観の創出に努めます。
市街地	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地は小樽港から山の手にかけて形成されており、市街地に突き出た丘陵や山側の住宅地からは小樽港と中心市街地が眺望できます。 ・本市の表玄関であり、交通結節点でもあるJR小樽駅を中心に商業業務地が、その周辺地区では幹線道路の沿線に商店街が形成されています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅地の大部分は山すその傾斜地に広がっていることから、住宅地に建てられる建築物の規模やデザインなどは、その周辺や背景となる海や山並みとの調和に努めます。 ・小樽歴史景観区域周辺では、小樽歴史景観区域と調和した意匠とし、魅力ある街並み景観の創出に努めます。
歴史景観区域	<ul style="list-style-type: none"> ・明治から昭和初期にかけて建てられた石造り倉庫や銀行建築物等の歴史的建造物と街並みが残るこの地区は、小樽の「歴史」と「文化」の発祥の地であり、小樽を支えてきた地区となっています。 ・小樽運河や旧国鉄手宮線などの近代化遺産[※]は、小樽らしい都市景観の重要な要素となっています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的建造物[※]を保全・活用しながら新旧調和のとれた街並みの形成に努めます。 ・小樽運河や旧国鉄手宮線などの近代化遺産[※]の周辺では、魅力ある景観の創出に努めます。 ・築港地区は、ウォーターフロント[※]としての立地を生かし、広域集客や居住などの機能をもった地区として魅

	<ul style="list-style-type: none"> ・築港地区は、ウォーターフロント[※]としての立地を生かした大型複合商業施設や中高層住宅などによって、新市街地としての街並みの形成が進んでいます。 	<p>力ある都市景観の創出に努めます。</p>
<p>港湾区域</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・北海道開拓の最も重要な港湾として位置付けられ、海の玄関口として発展してきた地区となっています。 ・港湾地区と市街地が隣接しており、地形的特徴とあいまって市内の各所から同地区を見ることが出来ます。 ・港湾景観[※]は、小樽の都市景観における重要な構成要素となっています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の規模やデザインなどは、良好なランドマーク[※]となるとともに周囲の景観との調和に努めます。 ・ウォーターフロント[※]の特性を生かした魅力ある港湾景観[※]の形成に努めます。
<p>海</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・海からは、海岸線・市街地・山々が一体となった景観を望むことができます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・フェリーなどから市街地を望む景観に配慮し、調和のとれた街並みの形成に努めます。

■ 東南部地区（朝里地区、銭函地区、石狩湾新港地区）

地区の概況		
<p>◆ 海岸線では、市内で最も長い砂浜が続き、ハマナスの花が海岸線を彩っています。</p> <p>◆ 国道5号沿線や銭函地区のJR線沿線、朝里地区の扇状地などを中心に市街地が形成されています。</p> <p>◆ 銭函地区や石狩湾新港地区では、工業地としての街並み形成が進んでいます。</p>		
	地区の特性	景観形成の考え方
背景の山々	<ul style="list-style-type: none"> ・ 八<small>はつちよう</small>眺山や春香山から銭函方面を、また、毛無山から小樽中心部や朝里方面を望む雄大な眺望が特徴的です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 街並みの背景となる山並みの保全を図るとともに、これらと調和した景観の創出に努めます。
市街地	<ul style="list-style-type: none"> ・ 桜、朝里周辺は、良好な住宅地として開発され、望洋パークタウンや新光ベイビュータウンの大規模造成などにより、丘陵沿いに住宅地が広がっています。 ・ また、朝里川温泉、スキー場、朝里ダム、海水浴場など、レクリエーション、リゾート地としての整備が進み、郊外型の商業業務地としても発展しています。 ・ 銭函、桂岡周辺は、札幌市に近接し平坦地に富み、工業地や住宅地などが形成されています。 ・ 国道5号より山側及び桂岡方面の傾斜地には市街地が形成されています。 ・ 石狩湾新港地区は道央圏の物流拠点として企業誘致が進んでいます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緑豊かで潤いのある住宅地景観の形成を推進するため、宅地内の緑化など草花による修景<small>※</small>に努めます。 ・ 商業業務地では、活気にあふれた街並みを形成するため、建築物や広告物などの規模やデザインに配慮するとともに周囲と調和した景観の創出に努めます。 ・ 工業地では、殺風景になりがちな景観に潤いと魅力を持たせるため、修景に配慮した敷地内の緑化に努めます。 ・ 石狩湾新港地区では、緑豊かな就業環境の創出のため、既存樹木の保全や植樹などの緑化に努めます。
海	<ul style="list-style-type: none"> ・ 石狩湾の海原の先に雄大な暑寒別連山が展開しています。 ・ 整然とした防風林や砂浜、荒々しい岩場の海岸線が特徴的です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ フェリーなどから市街地を望む景観に配慮し、調和のとれた街並みの形成に努めます。

(3) 自然景観等の保全について

本市では、法や条例に基づき一定の土地の区域に対して、その土地利用を規制することで良好な自然的環境等の保全を図ることを目的として、以下の「地域制緑地」が指定されています。

景観計画区域内では、国や北海道と連携し、良好な景観の形成を図るため、今後も引き続き地域制緑地を指定し、自然景観等の保全に努めます。

地域制緑地	根拠となる法律等	主な地域
保安林区域 地域森林計画対象民有林	森林法	赤岩山や春香山などに至る市街地背後の丘陵樹林地など
自然公園 (二セコ積丹小樽海岸国定公園)	自然公園法	祝津海岸から蘭島海岸に至る海岸線
河川区域	河川法	勝納川、朝里川など
農業振興地域農用地区域	農業振興地域の整備に関する法律	蘭島、桃内など
環境緑地保護地区 自然景観保護地区	北海道条例	赤岩山や春香山などに至る市街地背後の丘陵樹林地など
保存樹木・保全樹林	小樽市条例	手宮公園など

2. 小樽歴史景観区域における良好な景観の形成に関する方針

(1) 景観形成の基本方針

小樽歴史景観区域における景観形成の基本方針を次のように定めます。

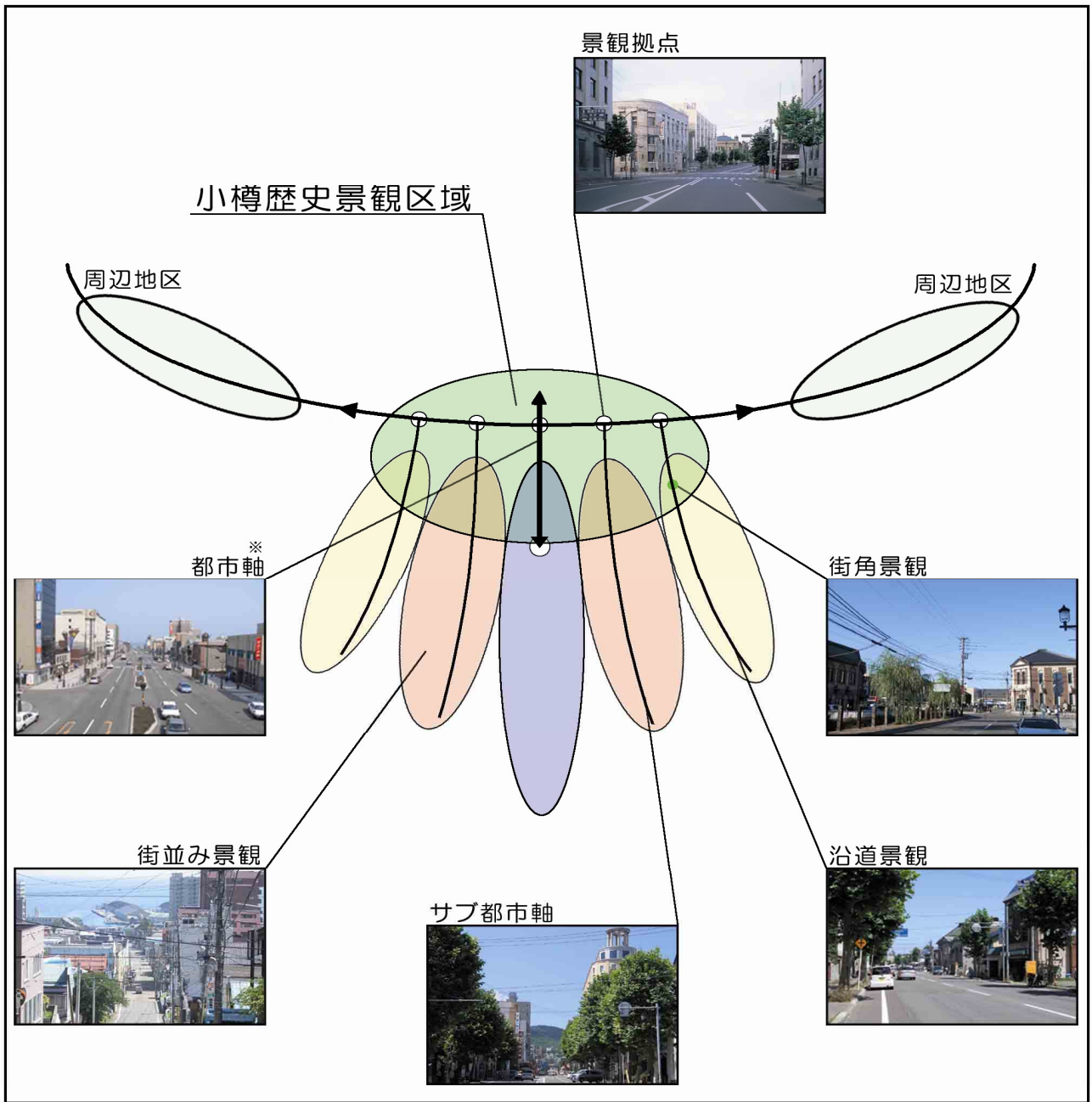
基本方針

歴史的建造物^{*}周辺などの景観拠点の保全や新たな拠点の創出に努めるとともに、これら^{*}を結びつけることにより、小樽らしい歴史景観区域の形成に努めます。

景観拠点から市街地にのびる主要な道路沿いの景観（沿道景観）や主要な交差点などで見られる景観（街角景観）など、それぞれの特性に応じた街並み景観の形成に努めます。

小樽歴史景観区域の景観効果を周辺地区へ波及させ、各地区の特性に応じた都市景観の形成に努めます。

基本方針の概念図



(2) 景観形成の考え方

「景観形成の基本方針」を踏まえ、小樽歴史景観区域における良好な都市景観の形成を図るため、15地区それぞれの景観形成の考え方を以下のように示します。

①手宮鉄道施設地区



【地区の概況】

明治13年（1880年）、北海道で初めて開通した幌内鉄道の起点であった旧国鉄手宮駅を中心に発展した地区であり、この鉄道によって積み出された石炭は手宮から本州などに運ばれました。

一方、北海道開拓に必要な生活物資や米などがここから内陸部に運ばれ、陸海交通の要衝として発展しました。

また、国の指定史跡である「手宮洞窟」や国の指定重要文化財である「旧手宮鉄道施設」が現存しており、日本のとりわけ北海道の近代化をささえ、北海道開拓に大きく貢献した地区です。

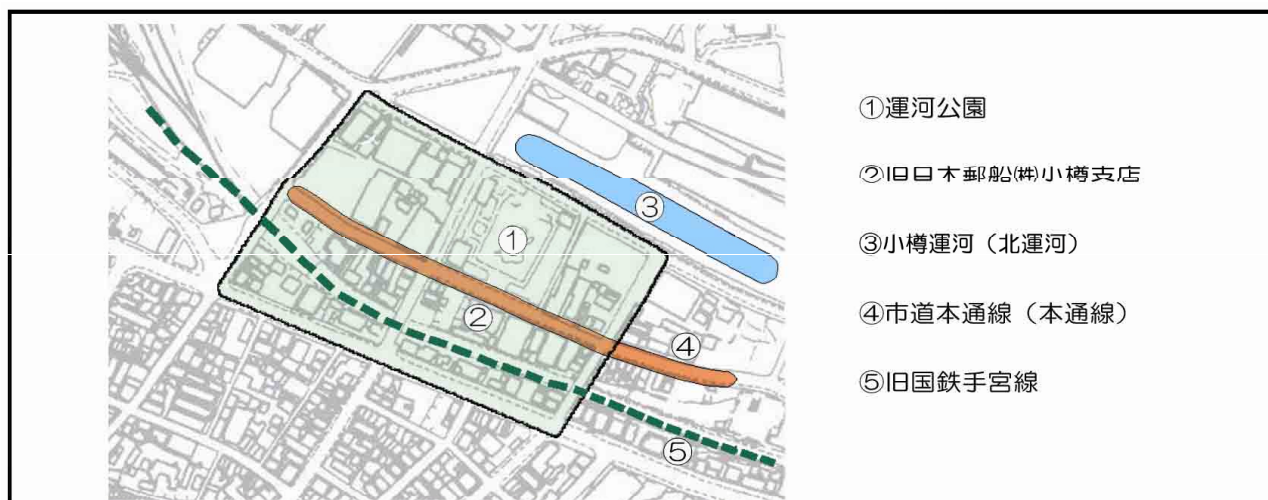


旧手宮鉄道施設

景観形成の考え方

- 我が国を代表する明治期の近代化遺産である旧手宮鉄道施設の遺構（れんが造の機関車庫1号や3号など）が創り出している景観の保全に努めます。
- 小樽市総合博物館や手宮公園などの周囲の環境に配慮した街並みの形成に努めます。

②日本郵船地区



【地区の概況】

国の指定重要文化財である「旧日本郵船(株)小樽支店」を中心に発展した地区であり、当時、旧日本郵船(株)小樽支店の正面には、専用の船入瀬^{ふないりま}[※]や輸出入用倉庫があり、建物の裏側には鉄道が走るなど海運業としての施設が整っていました。

現在は、この船入瀬^{ふないりま}[※]をデザインに取り入れた公園が整備され、旧日本郵船(株)小樽支店や周辺の歴史的建造物[※]と一体となった歴史的な港湾都市をしのばせるたたずまいが、小樽を代表する景観のひとつとなっています。

また、地区内にある旧国鉄手宮線や本通線は、市街地につながる始点・終点として重要な役割を果たしています。

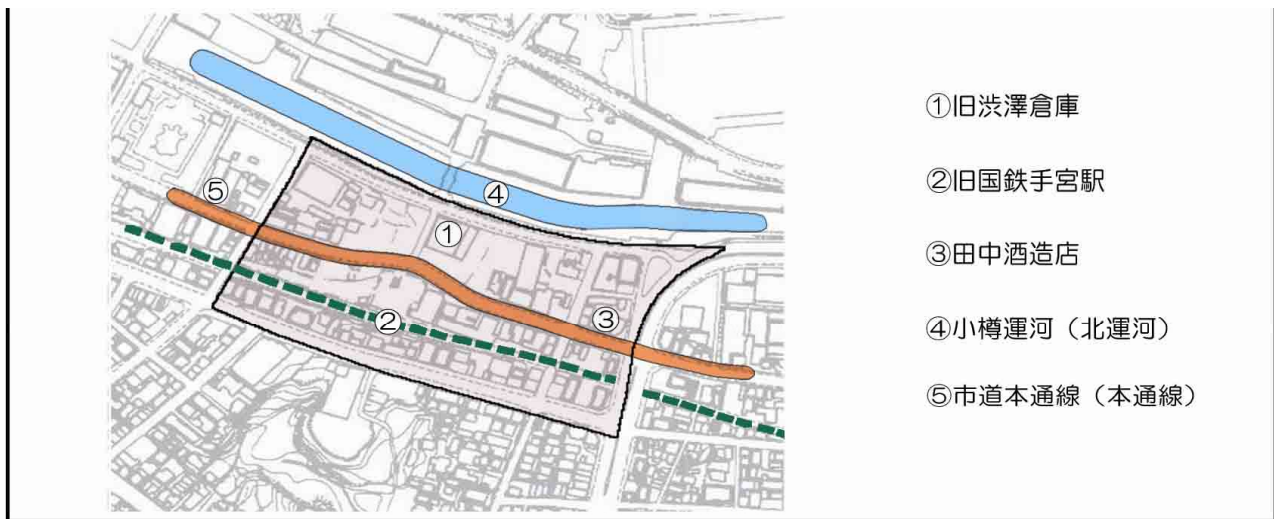


旧日本郵船(株)小樽支店と運河公園

景観形成の考え方

- 旧日本郵船(株)小樽支店などの歴史的建造物[※]と運河公園、小樽運河(北運河)が一体となった、歴史的な港湾都市をしのばせる景観の保全に努めます。
- 旧国鉄手宮線や本通線の連続性に配慮した街並みの保全・再生に努めます。

③色内3丁目周辺地区



【地区の概況】

小樽港発展の基礎となった鉄道(旧国鉄手宮駅)を中心とした地区であり、海運や陸運の発達とともに形成されました。

ゆるやかに湾曲した通りに面して明治・大正・昭和初期にかけて建てられた商家や倉庫が点在しており、往時の雰囲気が残る北運河とともに昔ながらの小樽らしい情緒を醸し出しています。

また、この地区は日本郵船地区と小樽倉庫地区を結ぶ地区として位置付けられます。

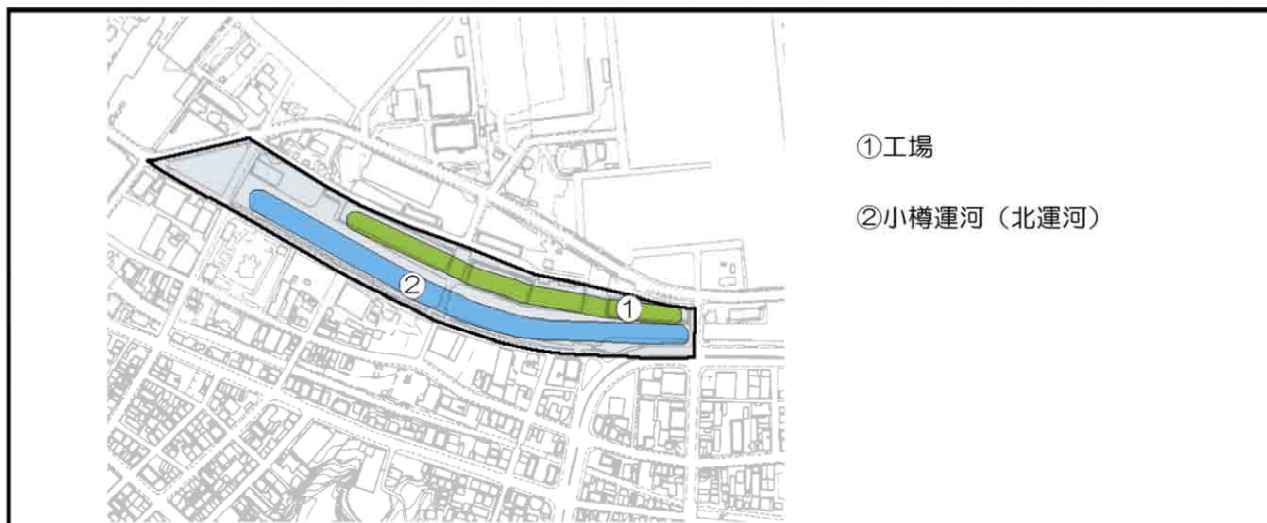


倉庫群の連なる街並み

景観形成の考え方

- 当時の面影を残す小樽運河(北運河)と周辺の歴史的建造物[※]からなる景観の保全に努めます。
- 日本郵船地区と小樽倉庫地区を結ぶ地区であり、本通線や旧国鉄手宮線とその沿線の景観に配慮した街並みの形成に努めます。

④小樽運河北地区



【地区の概況】

建設当時の幅員と雰囲気をもそのまま残す小樽運河（北運河）と、埋立地に建つ初期の鉄筋コンクリート造の工場建築が創り出す景観が特徴的であり、運河の建設によって形成された地区です。

工場建築と運河の水辺からなる景観は、往時の小樽の姿を伝え、歴史的な港湾都市としての小樽独自の景観のひとつを形成しています。

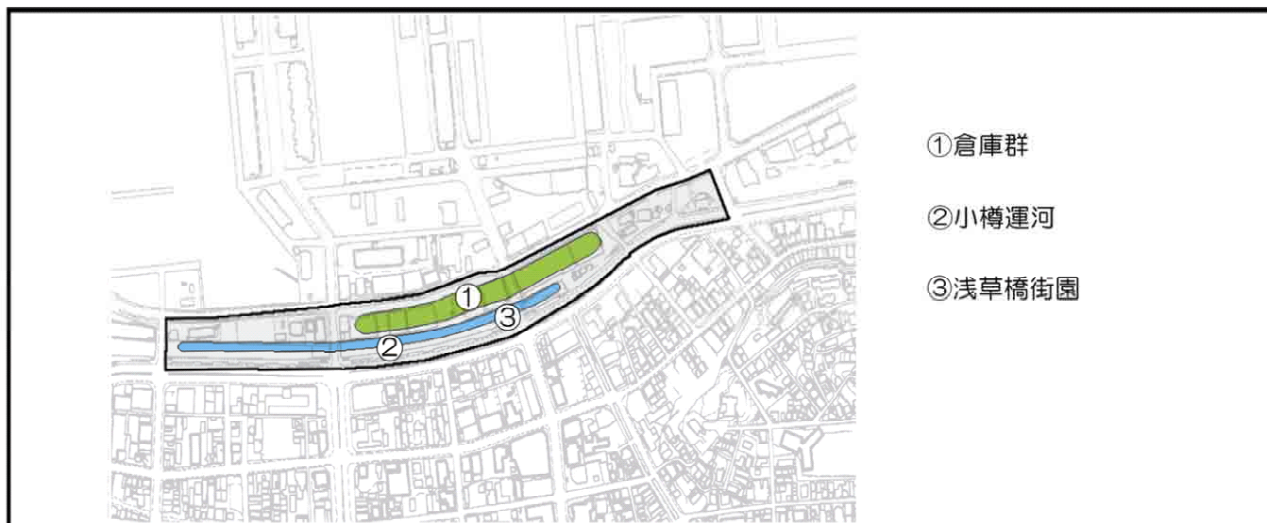


小樽運河（北運河）と周辺の工場建築

景観形成の考え方

- 初期の鉄筋コンクリート造である工場建築や小樽運河（北運河）に停泊する小型船が創り出す景観の保全に努めます。

⑤小樽運河南地区



【地区の概況】

港に沿ってゆるやかに湾曲する運河と大正・昭和初期にかけて建てられた石造りやれんが造りの倉庫が一体となり、小樽を代表する景観を創り出している地区です。

特に浅草橋街園からの景観は、「都市景観100選」や「美しい日本の歴史的風土100選」などに選ばれ、次世代に継承すべき歴史的景観として全国的にも知られており、ロケ地や写真撮影のスポットになるなど、観光客でにぎわいを見せています。



小樽運河とその周辺の倉庫群

景観形成の考え方

- 小樽を代表する運河と石造りやれんが造りの倉庫が織りなす景観の保全に努めるとともに、これらに配慮した街並みの形成に努めます。

⑥小樽倉庫地区



- ①旧大家倉庫
- ②旧小樽倉庫
- ③小樽運河
- ④市道出抜小路線（出抜小路）

【地区の概況】

明治22年（1889年）、色内・手宮地先の大規模な埋立てにより造成され、かつて、瓦葺きの切妻屋根がのこぎり状に連なる石造り倉庫群が手宮まで建ち並んでいた地区の一部です。

屋根に「鯨」を載せた旧小樽倉庫や、越屋根と入口の二重アーチが特徴的な旧大家倉庫は明治中期にかけて建てられた小樽を代表する石造り倉庫であり、小樽の海運が盛んであった象徴として、当時の面影を今に伝えています。

また、これらの倉庫の山側には、かつて荷出しの荷車が行き交うために必要な2間幅の裏通りとして設けられた「出抜小路」があり、石造りの倉庫の壁に囲まれたこの狭い通りは、商都小樽をしのばせる雰囲気醸しだしています。



臨港線沿いの街並み

景観形成の考え方

- 小樽を代表する景観のひとつである石造り倉庫と前面の運河が織りなす景観の保全に努めるとともにこれらに配慮した街並みの形成に努めます。
- 石造りの倉庫とこれらの壁によって囲まれた出抜小路が創り出す景観に配慮した街並みの形成に努めます。

⑦色内1・2丁目地区



【地区の概況】

小樽発展の基礎となった港と旧国鉄手宮線に挟まれ、海運や陸運の発達とともに形成された地区です。

かつての海岸線に沿ってゆるやかに湾曲した本通線沿いには、明治・大正・昭和初期にかけて建てられた商家や銀行など比較的低層な建物が軒を連ねています。

地区内の中央通は、小樽駅から港へと通じる小樽を代表する都市軸の一部であり、土地区画整理事業により36mの幅員に拡幅された道路整備に併せて沿道の建築物なども建て替えられ、新たな都市景観の形成が進んでいます。



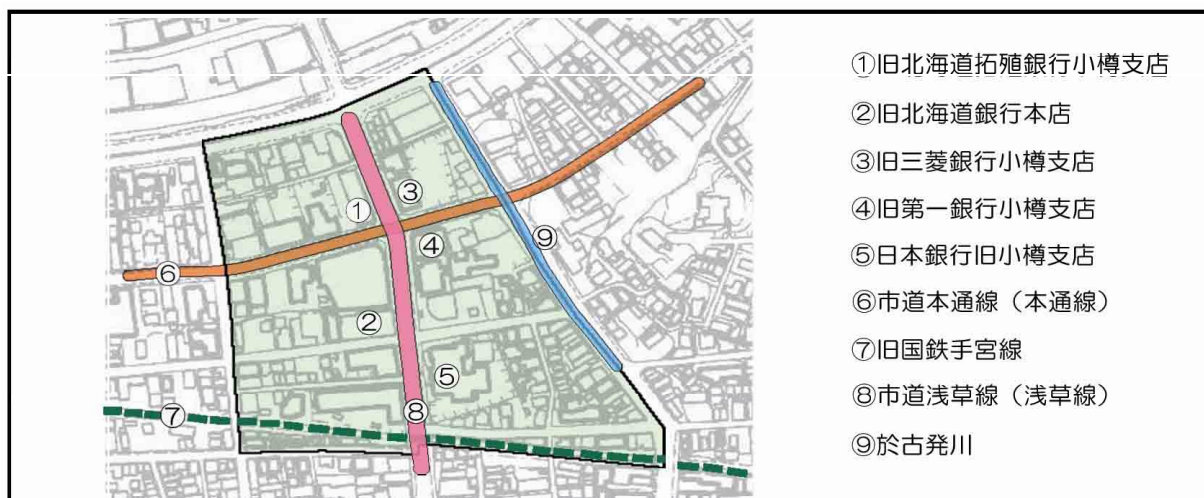
本通線沿いの街並み

特に、市指定歴史的建造物である「旧安田銀行小樽支店」と「旧第四十七銀行小樽支店」の2棟は、曳家工法により隣接地に移転し保全を図ったものであり、都市景観の重要な要素である本通線とのクロスポイントの景観を形成しています。

景観形成の考え方

- 本通線沿いでは、商家や銀行などの歴史的建造物が創り出す景観の保全に努めます。
- 中央通沿いでは、歴史的建造物と調和した新しい街並みの創出に努めます。

⑧日本銀行地区



【地区の概況】

明治後期から昭和初期にかけて、日本銀行旧小樽支店をはじめとする中央の大手銀行や地元銀行の本・支店、商社が軒を連ねるように建てられ、北海道の金融、経済の中心として往時の繁栄をしのばせる地区です。

また、現在でも本通線や浅草線沿いには、歴史的建造物[※]がほぼ当時の街並みのまま連続して残されており、小樽を代表する景観のひとつを形成しています。

これらの建物の多くは飲食店やホテルなどに用途を変え、多くの市民や観光客が訪れ、ショッピングや飲食などを楽しむ施設として再活用されています。

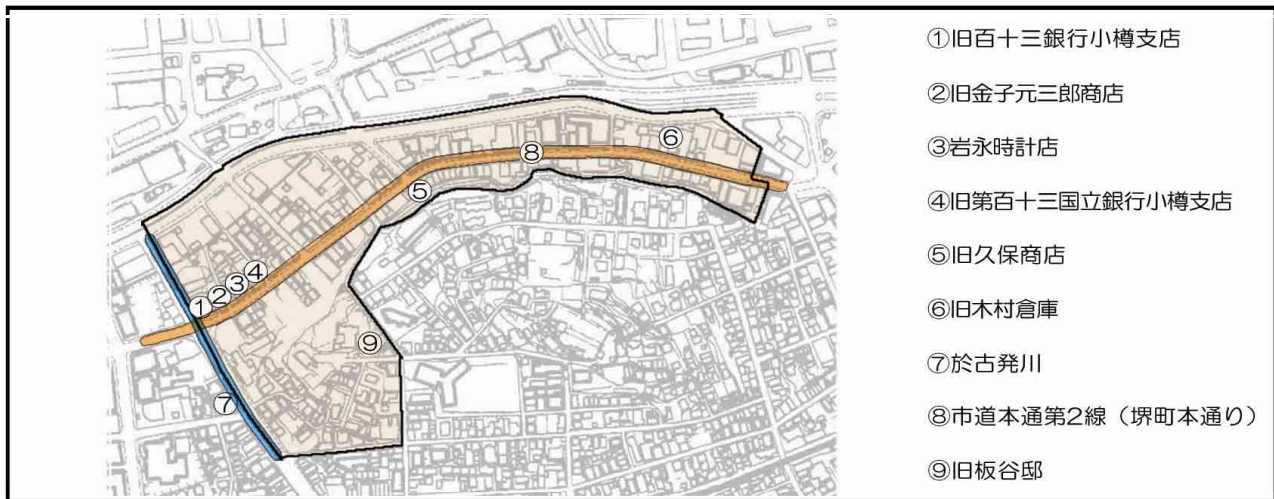


創建時のまま残る歴史的建造物群

景観形成の考え方

- 歴史的建造物群とのスカイライン[※]や壁面線の統一を図るなど、小樽繁栄時の雰囲気[※]をしのばせる景観の保全に努めます。
- 日本銀行旧小樽支店や周辺の歴史的建造物[※]に配慮した街並みの形成に努めます。

⑨ 堺町本通地区



【地区の概況】

かつてのゆるやかに湾曲した海岸線に沿って築造された通りに面して、明治中期から後期にかけて建てられた商家や倉庫などを中心とした比較的低層な建物が軒を連ねている地区です。

現在は、歴史的建造物の保全・再生が進み、飲食店や物販店などに用途を変え、小樽ならではの独自の雰囲気^{つゝ}を創り出しており、通りが湾曲していることから、次々と移り変わる街並みを楽しむことができます。

また、地区の北側に位置している於古発川沿いは、昔ながらの情緒あふれる雰囲気^{つゝ}を醸し出しており、観光客が多く訪れる寿司屋通りへと続いています。

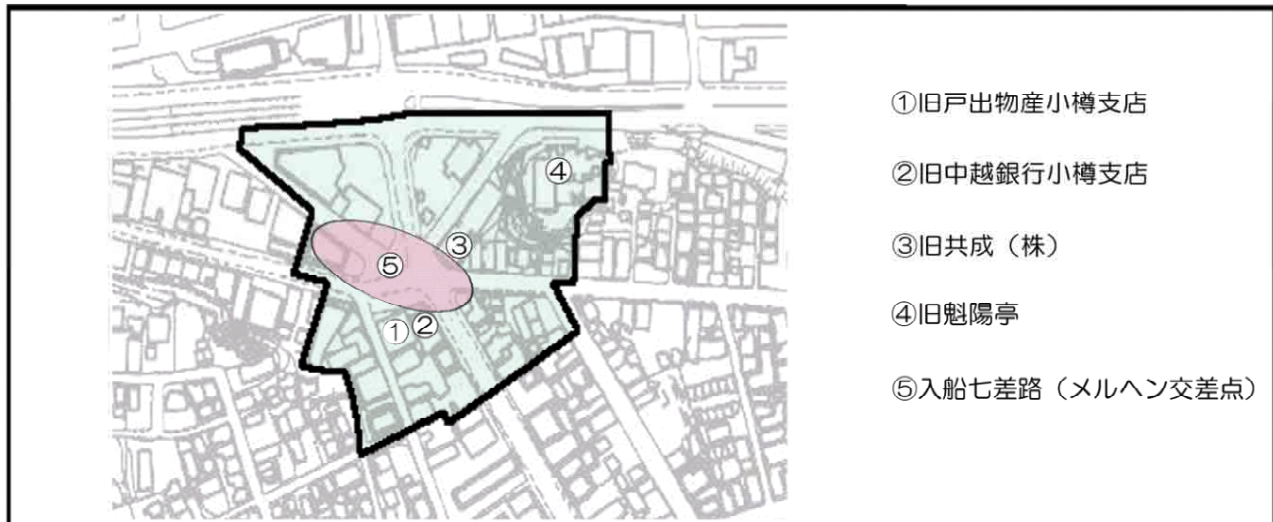


本通第2線（堺町本通り）の街並み

景観形成の考え方

- 明治中期から後期にかけて建てられた石造りや木造の低層な歴史的建造物[※]が創り出す景観の保全に努めます。
- 本通第2線（堺町本通り）や臨港線周辺、また於古発川沿いに残されている歴史的建造物[※]などに配慮した街並みの形成に努めます。

⑩入船七差路（メルヘン交差点）地区



【地区の概況】

この周辺は、入船川河口であったことから海側に船入瀨ふないりま※が開け、この船入瀨ふないりま※を中心に物資の集散地として栄えた地区です。

現在は、道路が放射状にのびる大きな交差点を囲んで、明治から大正期にかけて建てられた洋風の歴史的建造物※が建ち並び、この交差点の広さと建物のスケールが調和した、小樽ならではの街角を形成しています。

入船七差路（メルヘン交差点）周辺は、地元まちづくり団体からの提案に基づき、平成9年に自然石の歩行者広場や常夜灯をモチーフにしたデザイン照明などが整備され、落ち着きとやすらぎのある憩いの場として市民や観光客に親しまれています。

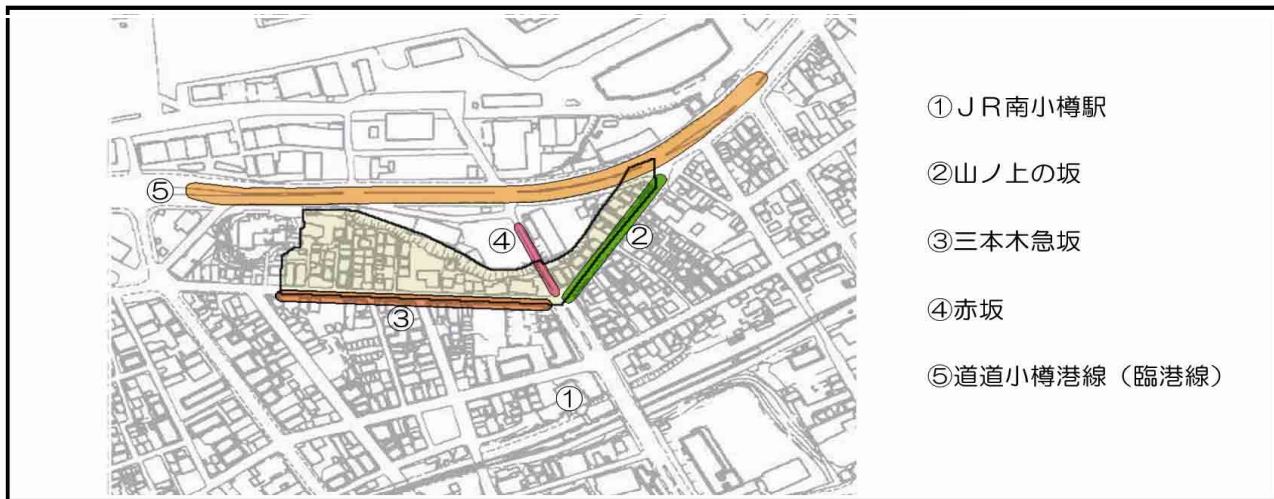


入船七差路周辺の街並み

景観形成の考え方

- 交差する七つの道路と広場及びその周辺の歴史的建造物※が創り出す景観つくの保全に努めます。
- 本通第2線（堺町本通り）の南端に位置することから、堺町本通りと一体となった街並みの形成に努めます。

①三本木急坂地区



【地区の概況】

かつてにぎわいを見せていた繊維問屋街にあるJR南小樽駅に近く、眺望の良好な丘陵地には明治から大正にかけて建てられた住宅などが見られ、閑静な低層住宅地を形成しています。

また、この地区には昔の名残を伝える名のついた三つの坂があり、「三本木急坂」、「山ノ上の坂」はかつて小樽の中心部であった信香町とオタルナイ運上家^{うんじょうや}※（現在のメルヘン交差点付近）を結び、「赤坂」からは眼下に港を眺めることができます。

現在は、JR南小樽駅から観光客が多く訪れる入船七差路（メルヘン交差点）地区や堺町本通地区へ至る重要なアクセス経路となっています。

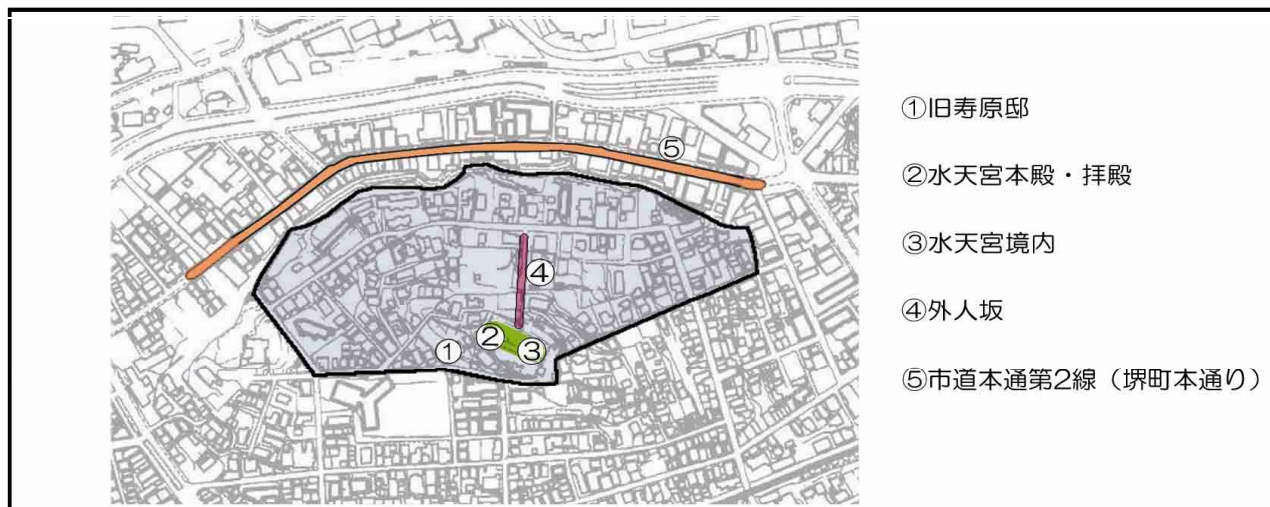


三本木急坂の街並み

景観形成の考え方

- 臨港線沿いの眺望の良好な丘陵地に位置していることから、低層な建物の誘導を図るとともに、港からの眺望に配慮した街並みの形成に努めます。

⑫水天宮周辺地区



【地区の概況】

市の中心部にある緑多いこの地区は、古くから小樽のシンボルとなっている丘陵地で、頂上に水天宮を擁し、その周りを住宅が取り囲んでいる地区です。

本通第2線（堺町本通り）に近いこの界わいにはかつての屋敷町の名残があり、水天宮境内から海側へ下る急な階段と坂道はこの道沿いにドイツ人一家が住んでいたことから「外人坂」と呼ばれ、石垣や石段などが歴史的情緒を醸し出しています。

また、水天宮境内は重要眺望地点^{*}に指定されており、ここからは海側に見える小樽港や街並みの眺望を楽しむことができます。

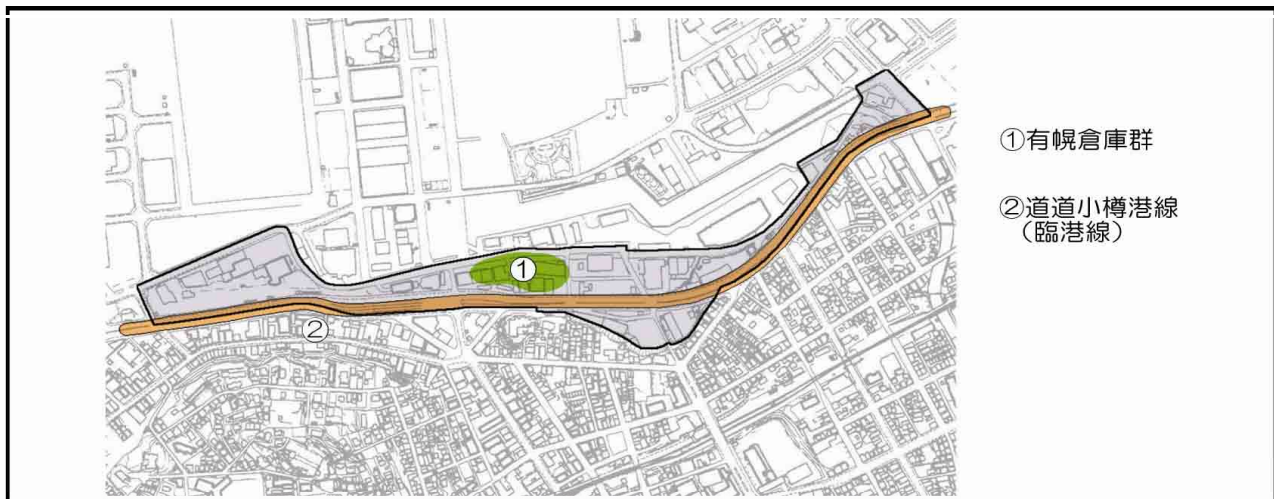


水天宮境内からの眺望

景観形成の考え方

- 市の中心部にある眺望景観に優れた地区であることから、水天宮境内から港を見る眺望及び港や市街地から境内を見上げる景観の保全に努めます。
- 水天宮を中心とする緑の保全に努めるとともに、外人坂周辺の石垣や石段の保全に努めます。

⑬有幌・港町地区



【地区の概況】

小樽港の整備の歴史とともに商業・流通業務地区として発展した地区であり、その中心となる有幌地区は、かつて明治後期から大正期にかけて建てられた石造り倉庫が連なっていました。

この有幌倉庫群も、昭和40年代後半の道路建設や建物の老朽化に伴い解体が進み、現在その一部が残っています。

臨港線沿いでは物販店やガソリンスタンドなどが建ち並び、機能の混在が見られる地区となっています。

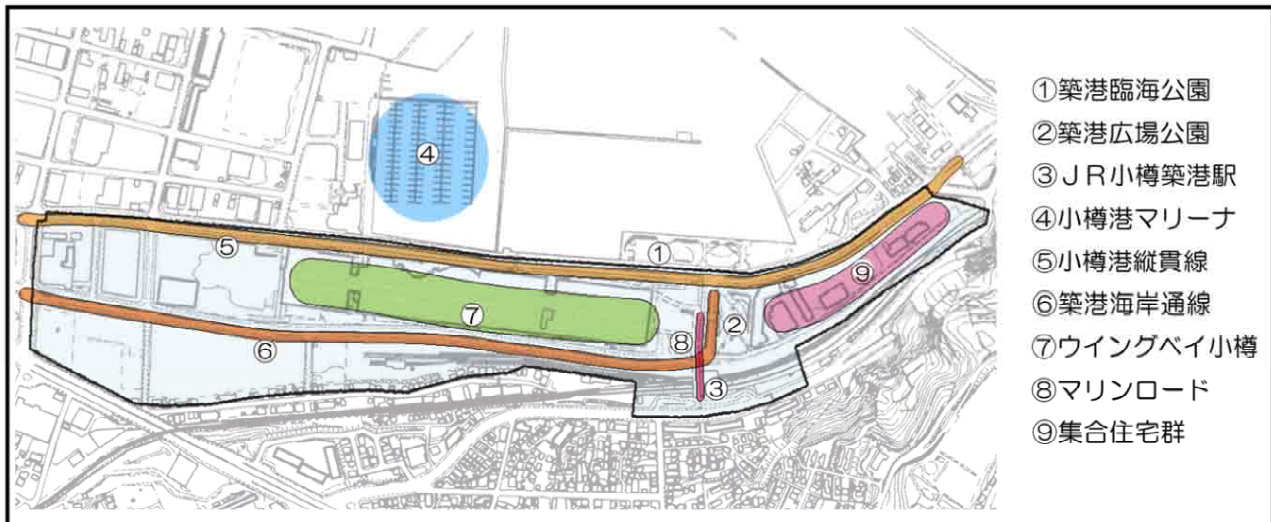


臨港線沿いの街並み

景観形成の考え方

- 臨港線沿いは新しい流通施設帯として活気ある景観の形成に努めます。
- 周辺の歴史景観地域との連続性に配慮した街並みの形成に努めます。

⑭小樽築港地区



- ①築港臨海公園
- ②築港広場公園
- ③JR小樽築港駅
- ④小樽港マリーナ
- ⑤小樽港縦貫線
- ⑥築港海岸通線
- ⑦ウイングベイ小樽
- ⑧マリンロード
- ⑨集合住宅群

【地区の概況】

物販、娯楽、宿泊施設、更には集合住宅といった複合的な機能を集積した新市街地が形成されている地区です。

周囲には、小樽港マリーナ、築港臨海公園などのウォーターフロント[※]を生かした多くの施設のほか、幹線道路である築港海岸通線や自転車歩行者専用道路であるマリンロード、更には築港広場公園などの公共施設が整備され、新しい小樽の観光拠点として市民や観光客が多く訪れ、にぎわいを見せています。

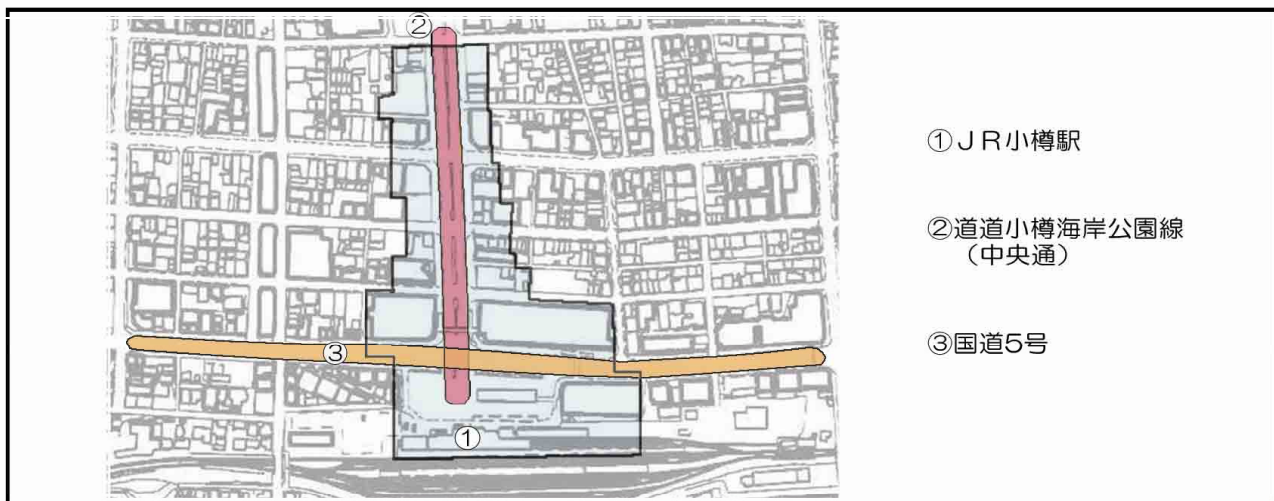


ウォーターフロント[※]を生かした街並み

景観形成の考え方

- ウォーターフロント[※]を活用した広域集客拠点として、新たな魅力と活気あふれる都市景観の創出に努めます。

⑮小樽駅前・中央通地区



【地区の概況】

JR小樽駅から商業業務の中心地区を通り抜け、歴史的建造物の建ち並ぶ小樽運河へ至る中央通を中心とした地区です。

中央通は、土地区画整理事業により36mの幅員に拡幅された道路整備に併せて沿道の建築物なども建て替えられ、新たな街並みの形成が進んでいます。また、国の登録有形文化財にもなっているJR小樽駅の広場から海や港が見える独特の景色は、この地区の特徴的な景観のひとつとなっています。



中央通の街並み

景観形成の考え方

- JR小樽駅からは海・港を、海側からは山並みやJR小樽駅を見通すことができるなど他都市にはない小樽独特の景観の保全に努めます。
- 歴史と文化を踏まえた「みなとまち小樽」を代表する通りにふさわしい活気ある街並みの形成に努めます。

1. 市域全域における良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

(1) 届出の対象行為

市域全域における良好な景観の形成を図るために必要な届出の対象行為は、下表の左欄の行為の区分に従い、右欄の規模に該当するものとする。

行為の区分		規模
1. 景観法第16条第1項第1号に掲げる行為	建築物の新築、増築、改築又は移転	高さ（増築にあつては、増築後の高さ）が15メートル又は延べ面積（増築にあつては、増築後の延べ面積）が500平方メートルを超えるもの。ただし、この規模を超える増築のうち、増築に係る部分の床面積が50平方メートル以下のものを除く。
	建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	上記前段の規模に該当するもので、一壁面の変更面積（増築を伴うものにあつては、増築部分の壁面の面積を含む。）がその面の過半となるもの
2. 景観法第16条第1項第2号に掲げる行為	工作物（木柱、鉄柱、鉄筋コンクリート柱その他これらに類するものに限る。）の新設、増築、改築又は移転	高さ（増築にあつては、増築後の高さ）が15メートルを超えるもの
	工作物（上記以外のもの。）の新設、増築、改築又は移転	高さ（増築にあつては、増築後の高さ）が8メートル（建築物に設置される場合は、15メートル）を超えるもの
	工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	上記の規模に該当するもので、変更面積（増築を伴うものにあつては、増築部分の面積を含む。）が全体の過半となるもの

※高さについては、すべて地盤面からの高さとする。

(2) 行為の制限

市域全域における良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項は、下表のとおりとする。

項目		基準
建築物	高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・低層な建築物が多く建てられている地域に建設する大規模な建築物は、街並みとの調和を保つため道路に面する部分は街並みに合わせるとともに高層部分は段階的にセットバック[※]させるなど周辺と調和した高さとするよう努める。 ・主要な眺望地点からの景観を阻害しないよう努める。
	配置	<ul style="list-style-type: none"> ・大きな壁面を持つ建築物は、周辺からの眺望を阻害しない配置となるよう努める。
	形態 ・ 意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・高層建築物は、周辺の街並みとのボリューム感と調和させるため、壁面の分節化[※]や頂部の意匠を工夫するよう努める。 ・大きな壁面を持つ建築物は、周辺への圧迫感を軽減させるため、壁面の分節化[※]に努めるとともに、無開口の壁面をつくらぬよう開口部の配置などを工夫するよう努める。 ・歴史的建造物[※]が隣接する場合などは、建築物の意匠を歴史的建造物[※]と調和するよう努める。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・別表1の「市域全域における色彩基準」による。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物に設ける建築設備[※](屋上設備を含む。)は、道路から見えない位置に設置するか目隠しするなど、周辺の街並みとの調和に努める。
工作物	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・別表1の「市域全域における色彩基準」による。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物に設ける工作物は、道路から見えない位置に設置するか目隠しするなど、周辺の街並みとの調和を図る。また、建築物と一体となるような形態・色彩とするよう努める。 ・自走式の立体駐車場は、駐車中の車両が見えないように、壁や植栽などで目隠しをし、周辺の街並みと調和した意匠とするよう努める。 ・高層の立体駐車場は、単調な壁面とならないよう、周辺の街並みと調和した意匠とするよう努めるとともに壁面などへの大きな表示は避ける。 ・タンク、プラント、塔などは、周辺の景観との調和に配慮するとともに、主要な眺望地点からの景観を阻害しないよう努める。

別表1 市域全域における色彩基準

①基調色[※]（ベースカラー）

建築物等の外観（屋根を除く）に使用できる色彩の範囲は、下表のとおりとする。ただし、下記のいずれかに該当する部分（場合）については、この限りでない。

- ・着色をしていない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分
- ・②に該当する場合

使用する色相 [※]	明度 [※]	彩度 [※]
R、YR、Y	2以上とする	6以下とする
上記以外		4以下とする

②強調色[※]（アクセントカラー）

基調色[※]以外の色彩を使用する場合は、1箇所当たり3平方メートル以下、かつ合計10平方メートル以下とする。

◆色彩基準の数値について

色彩基準の数値は、日本工業規格Z8721に基づくマンセル表示系[※]による。表示は、色相[※]（色合い）、明度[※]（明るさ）、彩度[※]（あざやかさ）の3つの属性によって色彩を表している。

例：5YR[※] 3.5[※] / 4[※]
色相 明度 彩度

2. 小樽歴史景観区域における良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

(1) 届出の対象行為

小樽歴史景観区域における良好な景観の形成を図るために必要な届出の対象行為は、下表の左欄の行為の区分に従い、右欄の規模に該当するものとする。

行為の区分		規模
1. 景観法第16条第1項第1号に掲げる行為	建築物の新築、増築、改築又は移転	高さ（増築にあつては、増築に係る部分の高さ）が5メートル又は建築面積（増築にあつては、増築に係る部分の床面積）が10平方メートルを超えるもの
	建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	変更に係る部分の高さが5メートルを超えるもの又は一壁面の変更面積（増築を伴うものにあつては、増築部分の壁面の面積を含む。）がその面の過半となるもの
2. 景観法第16条第1項第2号に掲げる行為	工作物（さく、垣、擁壁その他これらに類するものに限る。）の新設、増築、改築又は移転	高さ（増築にあつては、増築に係る部分の高さ）が1.5メートルかつ長さ（増築にあつては、増築に係る部分の長さ）が3メートルを超えるもの又は見付面積（増築にあつては、増築に係る部分の見付面積）が10平方メートルを超えるもの
	工作物（上記以外のもの。）の新設、増築、改築又は移転	高さ（増築にあつては、増築に係る部分の高さ）が5メートル又は長さ（増築にあつては、増築に係る部分の長さ）が5メートルを超えるもの
	工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	上記の規模に該当するもので、変更面積（増築を伴うものにあつては、増築部分の面積を含む。）が全体の過半となるもの

※高さについては、すべて地盤面からの高さとする。

(2) 行為の制限

小樽歴史景観区域における良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項は、下表のとおりとする。

①手宮鉄道施設地区

項目		基準	
建築物	高さ	・小樽市総合博物館の高さに配慮し、15メートル以下とする。	
	連続性	・敷地を空地や駐車場（青空駐車場含む。）とする場合には、道路側から見えにくくなるよう塀、さく又は植栽などを設け、街並みの連続性に配慮する。	
	形態・意匠	外壁	・大規模建築物の壁面構成は、水平方向、垂直方向の分節化 [※] に努める。
		開口部	・窓、出入口などの開口部は、歴史的建造物 [※] に施されている装飾アーチや縦長窓などを設置するよう努める。
		その他	・主要な眺望地点からの景観に配慮する。 ・主要な道路の交差点、屈曲部、突き当たりなど、多くの視線を集めやすい場所に位置する場合には、アイストップ [※] やランドマーク [※] となることを意識した形態・意匠とするよう努める。 ・歴史的建造物 [※] である石造り倉庫などに下屋 ^{げや} などを設置するときは、建物本屋と調和した形態・意匠とするよう努める。
	素材	屋根	・切妻 ^{きりつま} [※] 、寄棟 ^{よせむね} [※] 又は置屋根とする場合には、瓦 ^{かわら} 葺き又は金属板葺きなどとする。
		外壁	・旧手宮鉄道施設に使用されているようなれんが又はれんがタイルなどを基調とするよう努める。
	色彩	屋根	・周辺の街並みに配慮し、低明度 [※] 、低彩度 [※] の色彩の使用に努める。
		外壁・腰	・周辺の歴史的建造物 [※] の外壁の色彩を基調とする。 ・別表2の「小樽歴史景観区域における色彩基準」による。

建築物	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物に設ける建築設備[※]（屋上設備を含む。）は、道路その他の公共の場所から見えにくい位置に設置する。やむを得ない場合には、ルーバー[※]などの覆いを設けるか壁面と同一の色調とするよう努める。 ・ ごみ集積所を道路に面して設ける場合には、周辺の街並みとの調和を図るため、囲いや緑化などによる修景[※]や色彩などに配慮する。 ・ 自動販売機を道路に面して設ける場合には、周辺の街並みとの調和に努める。 ・ 日除けテントなどを設けるときは、建築物のアクセントとなるよう部分的な箇所^よに止める。
工 作 物	さく、垣、擁壁など	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路などから望見される擁壁などは、材料・仕上げ材に配慮するかあるいは緑化などによる修景[※]に努める。 ・ 敷地にさく、擁壁などを設ける場合には、極力生垣又は自然素材を用いたものとするよう努める。
	鉄塔など	<ul style="list-style-type: none"> ・ 携帯電話などの鉄塔、鋼管柱などを地上から立ち上げることは、原則禁止する。これらのものを設ける場合には、建物の屋上に設け、主要な道路などから見えにくい位置に設置する。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺の街並みとの調和に配慮した色彩とする。 ・ 別表2の「小樽歴史景観区域における色彩基準」による。

②日本郵船地区

項目		基準
建築物	高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・国の指定重要文化財である旧日本郵船(株)小樽支店に配慮し、14メートル以下とする。 ・旧国鉄手宮線沿線では、沿線の街並みに配慮した高さとする。
	連続性	<ul style="list-style-type: none"> ・旧日本郵船(株)小樽支店やその周辺の歴史的建造物[※]を中心とした街並みの連続性に配慮する。 ・敷地を空地や駐車場（青空駐車場含む。）とする場合には、道路側から見えにくくなるよう塀、さく又は植栽などを設け、街並みの連続性に配慮する。
形態 ・ 意匠	屋根	<ul style="list-style-type: none"> ・切妻^{きりづま}[※]、寄棟^{よせむね}[※]（5/10勾配^{こうばい}を基準とし、周辺の歴史的建造物[※]の勾配^{こうばい}に合わせる。）又はマンサード[※]などとし、周辺の歴史的建造物と調和した形態とするよう努める。
	軒	<ul style="list-style-type: none"> ・建物本体と調和した軒の出とするよう努める。
	外壁	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の歴史的建造物[※]と調和した形態とするよう努める。 ・大規模建築物の壁面構成は、水平方向、垂直方向の分節化[※]に努める。
	腰	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺と調和した形態とするよう努める。
	開口部	<ul style="list-style-type: none"> ・窓、出入口などの開口部は、歴史的建造物[※]に施されている装飾アーチ[※]や格子窓^{こうし}[※]などを設置するよう努める。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・主要な眺望地点からの景観に配慮する。 ・主要な道路の交差点、屈曲部、突き当たりなど、多くの視線を集めやすい場所に位置する場合には、アイストップ[※]やランドマーク[※]となることを意識した形態・意匠とするよう努める。 ・歴史的建造物[※]である石造り倉庫などに下屋^{げや}[※]などを設置するときは、建物本屋と調和した形態・意匠とするよう努める。

建築物	素材	屋根	<ul style="list-style-type: none"> ・瓦^{かわらぶ}葺き又は金属板^び葺きなどとする。
		外壁	<ul style="list-style-type: none"> ・石、モルタル、木又はタイルなどを基調とするよう努める。
	色彩	屋根	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の街並みに配慮し、低明度[※]、低彩度[※]の色彩の使用に努める。
		外壁・腰	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の歴史的建造物[※]の外壁の色彩を基調とする。 ・別表2の「小樽歴史景観区域における色彩基準」による。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物に設ける建築設備[※]（屋上設備を含む。）は、道路その他の公共の場所から見えにくい位置に設置する。やむを得ない場合には、ルーバー[※]などの覆いを設けるか壁面と同一の色調とするよう努める。 ・ごみ集積所を道路に面して設ける場合には、周辺の街並みとの調和を図るため、囲いや緑化などによる修景[※]や色彩などに配慮する。 ・自動販売機を道路に面して設ける場合には、周辺の街並みとの調和に努める。 ・日除^よけテントなどを設けるときは、建築物のアクセントとなるよう部分的な箇所[※]に止める。 	
工 作 物	さく、垣、擁壁 など	<ul style="list-style-type: none"> ・道路などから望見される擁壁などは、材料・仕上げ材に配慮するかあるいは緑化などによる修景[※]に努める。 ・敷地にさく、擁壁などを設ける場合には、極力生垣又は自然素材を用いたものとするよう努める。 	
	鉄塔など	<ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話などの鉄塔、鋼管柱などを地上から立ち上げることは、原則禁止する。これらのものを設ける場合には、建物の屋上に設け、主要な道路などから見えにくい位置に設置する。 	
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の街並みとの調和に配慮した色彩とする。 ・別表2の「小樽歴史景観区域における色彩基準」による。 	

③色内3丁目周辺地区

項目		基準
建築物	高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の街並みに配慮し、17メートル以下とする。 ・市道本通線沿いでは、現況道路境界線から5メートルの範囲は、10メートル以下とする。 ・旧国鉄手宮線沿線では、沿線の街並みに配慮した高さとする。
	連続性	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の街並みの連続性に配慮する。 ・敷地を空地や駐車場（青空駐車場含む。）とする場合には、道路側から見えにくくなるよう塀、さく又は植栽などを設け、街並みの連続性に配慮する。
形態 ・ 意匠	屋根	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の街並みと調和した形態とするよう努める。
	軒	<ul style="list-style-type: none"> ・建物本体と調和した軒の出とするよう努める。
	外壁	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の街並みと調和した形態とするよう努める。 ・大規模建築物の壁面構成は、水平方向、垂直方向の分節化[※]に努める。
	腰	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺と調和した形態とするよう努める。
	開口部	<ul style="list-style-type: none"> ・窓、出入口などの開口部は、歴史的建造物[※]に施されている装飾アーチや縦長窓[※]などを設置するよう努める。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・主要な眺望地点からの景観に配慮する。 ・主要な道路の交差点、屈曲部、突き当たりなど、多くの視線を集めやすい場所に位置する場合には、アイストップ[※]やランドマーク[※]となることを意識した形態・意匠とするよう努める。 ・歴史的建造物[※]である石造り倉庫などに下屋^{げや}などを設置するときは、建物本屋と調和した形態・意匠とするよう努める。
素材	屋根	<ul style="list-style-type: none"> ・^{かわらぶ}瓦葺き又は^ぶ金属板葺きなどとする。
	外壁	<ul style="list-style-type: none"> ・金属やガラスなど光沢性のある素材は、原則大きな面積で使用しない。

建築物	色彩	屋根	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の街並みに配慮し、低明度[※]、低彩度[※]の色彩の使用に努める。
		外壁・腰	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の歴史的建造物[※]の外壁の色彩を基調とする。 ・別表2の「小樽歴史景観区域における色彩基準」による。
	その他		<ul style="list-style-type: none"> ・建築物に設ける建築設備[※]（屋上設備を含む。）は、道路その他の公共の場所から見えにくい位置に設置する。やむを得ない場合には、ルーバー[※]などの覆いを設けるか壁面と同一の色調とするよう努める。 ・ごみ集積所を道路に面して設ける場合には、周辺の街並みとの調和を図るため、囲いや緑化などによる修景[※]や色彩などに配慮する。 ・自動販売機を道路に面して設ける場合には、周辺の街並みとの調和に努める。 ・日除け^よテントなどを設けるときは、建築物のアクセントとなるよう部分的な箇所^よに止める。
工 作 物	さく、垣、擁壁 など	<ul style="list-style-type: none"> ・道路などから望見される擁壁などは、材料・仕上げ材に配慮するかあるいは緑化などによる修景[※]に努める。 ・敷地にさく、擁壁などを設ける場合には、極力生垣又は自然素材を用いたものとするよう努める。 	
	鉄塔など	<ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話などの鉄塔、鋼管柱などを地上から立ち上げることは、原則禁止する。これらのものを設ける場合には、建物の屋上に設け、主要な道路などから見えにくい位置に設置する。 	
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の街並みとの調和に配慮した色彩とする。 ・別表2の「小樽歴史景観区域における色彩基準」による。 	

④小樽運河北地区

項目		基準	
建築物	高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・運河及び周辺の工場建築の創り出す景観に配慮し、17メートル以下とする。 	
	連続性	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地を空地や駐車場（青空駐車場含む。）とする場合には、道路側から見えにくくなるよう塀、さく又は植栽などを設け、街並みの連続性に配慮する。 	
	形態・意匠	外壁	<ul style="list-style-type: none"> ・運河及び周辺の工場建築と調和した形態意匠とするよう努める。 ・大規模建築物の壁面構成は、水平方向、垂直方向の分節化に努める。
		開口部	<ul style="list-style-type: none"> ・窓、出入口などの開口部は、歴史的建造物に施されている装飾アーチや縦長窓などを設置するよう努める。
		その他	<ul style="list-style-type: none"> ・主要な眺望地点からの景観に配慮する。 ・主要な道路の交差点、屈曲部、突き当たりなど、多くの視線を集めやすい場所に位置する場合には、アイストップやランドマークとなることを意識した形態・意匠とするよう努める。 ・歴史的建造物である石造り倉庫などに下屋などを設置するときは、建物本屋と調和した形態・意匠とするよう努める。
		素材	<ul style="list-style-type: none"> ・金属やガラスなど光沢性のある素材は、原則大きな面積で使用しない。
	色彩	屋根	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の街並みに配慮し、低明度、低彩度の色彩の使用に努める。
		外壁・腰	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の歴史的建造物の外壁の色彩を基調とする。 ・別表2の「小樽歴史景観区域における色彩基準」による。

建築物	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物に設ける建築設備[※]（屋上設備を含む。）は、道路その他の公共の場所から見えにくい位置に設置する。やむを得ない場合には、ルーバー[※]などの覆いを設けるか壁面と同一の色調とするよう努める。 ・ごみ集積所を道路に面して設ける場合には、周辺の街並みとの調和を図るため、囲いや緑化などによる修景[※]や色彩などに配慮する。 ・自動販売機を道路に面して設ける場合には、周辺の街並みとの調和に努める。 ・日除けテントなどを設けるときは、建築物のアクセントとなるよう部分的な箇所^よに止める。
工 作 物	さく、垣、擁壁など	<ul style="list-style-type: none"> ・道路などから望見される擁壁などは、材料・仕上げ材に配慮するかあるいは緑化などによる修景[※]に努める。 ・敷地にさく、擁壁などを設ける場合には、極力生垣又は自然素材を用いたものとするよう努める。
	鉄塔など	<ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話などの鉄塔、鋼管柱などを地上から立ち上げることは、原則禁止する。これらのものを設ける場合には、建物の屋上に設け、主要な道路などから見えにくい位置に設置する。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の街並みとの調和に配慮した色彩とする。 ・別表2の「小樽歴史景観区域における色彩基準」による。

⑤小樽運河南地区

項目		基準	
建築物	高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・運河周辺の倉庫群に配慮し、17メートル以下とする。 ・軒の高さは5メートル程度とする。 	
	連続性	<ul style="list-style-type: none"> ・石造り倉庫などの歴史的建造物[※]を中心とした街並みの連続性に配慮する。 ・敷地を空地や駐車場（青空駐車場含む。）とする場合には、道路側から見えにくくなるよう塀、さく又は植栽などを設け、街並みの連続性に配慮する。 	
	形態 ・ 意匠	屋根	<ul style="list-style-type: none"> ・切妻^{きりづま}[※]（5/10勾配を基準とし、周辺の歴史的建造物の勾配^{こうばい}に合わせる。）などとし、運河周辺の石造り倉庫建築と調和した形態とするよう努める。 ・運河沿いの屋根勾配^{こうばい}は、運河側への流れとするよう努める。
		軒	<ul style="list-style-type: none"> ・建物本体と調和した軒の出とするよう努める。
		外壁	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の歴史的建造物[※]と調和した形態とするよう努める。 ・大規模建築物の壁面構成は、水平方向、垂直方向の分節化[※]に努める。
		腰	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺と調和した形態とするよう努める。
		開口部	<ul style="list-style-type: none"> ・窓、出入口などの開口部は、歴史的建造物[※]に施されている装飾アーチや縦長窓[※]などを設置するよう努める。
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・主要な眺望地点からの景観に配慮する。 ・主要な道路の交差点、屈曲部、突き当たりなど、多くの視線を集めやすい場所に位置する場合には、アイストップ[※]やランドマーク[※]となることを意識した形態・意匠とするよう努める。 ・歴史的建造物[※]である石造り倉庫などに下屋^{げや}などを設置するときは、建物本屋と調和した形態・意匠とするよう努める。 	

建築物	素材	屋根	<ul style="list-style-type: none"> ・^{かわらぶ}瓦葺き又は金属板^ぶ葺きなどとする。
		外壁	<ul style="list-style-type: none"> ・軟石、れんがなどを基調とするよう努める。 ・金属やガラスなど光沢性のある素材は、原則大きな面積で使用しない。
	色彩	屋根	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の街並みに配慮し、低[※]明度、低[※]彩度の色彩の使用に努める。
		外壁・腰	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の歴史的建造物[※]の外壁の色彩を基調とする。 ・別表2の「小樽歴史景観区域における色彩基準」による。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物に設ける建築設備[※]（屋上設備を含む。）は、道路その他の公共の場所から見えにくい位置に設置する。やむを得ない場合には、ルーバー[※]などの覆いを設けるか壁面と同一の色調とするよう努める。 ・ごみ集積所を道路に面して設ける場合には、周辺の街並みとの調和を図るため、囲いや緑化などによる修景[※]や色彩などに配慮する。 ・自動販売機を道路に面して設ける場合には、周辺の街並みとの調和に努める。 ・日除^よけテントなどを設けるときは、建築物のアクセントとなるよう部分的な箇所[※]に止める。 	
工 作 物	さく、垣、擁壁 など	<ul style="list-style-type: none"> ・道路などから望見される擁壁などは、材料・仕上げ材に配慮するかあるいは緑化などによる修景[※]に努める。 ・敷地にさく、擁壁などを設ける場合には、極力生垣又は自然素材を用いたものとするよう努める。 	
	鉄塔など	<ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話などの鉄塔、鋼管柱などを地上から立ち上げることは、原則禁止する。これらのものを設ける場合には、建物の屋上に設け、主要な道路などから見えにくい位置に設置する。 	
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の街並みとの調和に配慮した色彩とする。 ・別表2の「小樽歴史景観区域における色彩基準」による。 	

⑥小樽倉庫地区

項目		基準
建築物	高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・旧大家倉庫などの歴史的建造物[※]に配慮し、14メートル以下とする。 ・軒の高さは5メートル程度とする。
	連続性	<ul style="list-style-type: none"> ・石造り倉庫などの歴史的建造物[※]を中心とした街並みの連続性に配慮する。 ・敷地を空地や駐車場（青空駐車場含む。）とする場合には、道路側から見えにくくなるよう塀、さく又は植栽などを設け、街並みの連続性に配慮する。
形態 ・ 意匠	屋根	<ul style="list-style-type: none"> ・切妻^{きりづま}[※]（5/10勾配^{こうばい}を基準とし、周辺の歴史的建造物[※]の勾配^{こうばい}に合わせる。）などとし、周辺の石造り倉庫建築と調和した形態とするよう努める。
	軒	<ul style="list-style-type: none"> ・建物本体と調和した軒の出とするよう努める。
	外壁	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の歴史的建造物[※]と調和した形態とするよう努める。 ・大規模建築物の壁面構成は、水平方向、垂直方向の分節化[※]に努める。
	腰	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺と調和した形態とするよう努める。
	開口部	<ul style="list-style-type: none"> ・窓、出入口などの開口部は、歴史的建造物[※]に施されている装飾アーチ[※]や縦長窓[※]などを設置するよう努める。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・主要な眺望地点からの景観に配慮する。 ・主要な道路の交差点、屈曲部、突き当たりなど、多くの視線を集めやすい場所に位置する場合には、アイストップ[※]やランドマーク[※]となることを意識した形態・意匠とするよう努める。 ・歴史的建造物[※]である石造り倉庫などに下屋^{げや}などを設置するときは、建物本屋と調和した形態・意匠とするよう努める。

建築物	素材	屋根	<ul style="list-style-type: none"> ・^{かわらぶ}瓦葺きなどとする。
		外壁	<ul style="list-style-type: none"> ・軟石などを基調とするよう努める。 ・金属やガラスなど光沢性のある素材は、原則大きな面積で使用しない。
	色彩	屋根	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の街並みに配慮し、低明度[※]、低彩度[※]の色彩の使用に努める。
		外壁・腰	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の歴史的建造物[※]の外壁の色彩を基調とする。 ・別表2の「小樽歴史景観区域における色彩基準」による。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物に設ける建築設備[※]（屋上設備を含む。）は、道路その他の公共の場所から見えにくい位置に設置する。やむを得ない場合には、ルーバー[※]などの覆いを設けるか壁面と同一の色調とするよう努める。 ・ごみ集積所を道路に面して設ける場合には、周辺の街並みとの調和を図るため、囲いや緑化などによる修景[※]や色彩などに配慮する。 ・自動販売機を道路に面して設ける場合には、周辺の街並みとの調和に努める。 ・日除けテント^よなどを設けるときは、建築物のアクセントとなるよう部分的な箇所^よに止める。 	
工 作 物	さく、垣、擁壁 など	<ul style="list-style-type: none"> ・道路などから望見される擁壁などは、材料・仕上げ材に配慮するかあるいは緑化などによる修景[※]に努める。 ・敷地にさく、擁壁などを設ける場合には、極力生垣又は自然素材を用いたものとするよう努める。 	
	鉄塔など	<ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話などの鉄塔、鋼管柱などを地上から立ち上げることは、原則禁止する。これらのものを設ける場合には、建物の屋上に設け、主要な道路などから見えにくい位置に設置する。 	
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の街並みとの調和に配慮した色彩とする。 ・別表2の「小樽歴史景観区域における色彩基準」による。 	

⑦色内1・2丁目地区

項目		基準
建築物	高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・市道本通線沿いでは、現況道路境界線から5メートルの範囲は、10メートル以下とする。 ・上記以外の範囲では、25メートル以下とする。 ・登録歴史的建造物の隣接地では、これらと調和した高さとする。 ・旧国鉄手宮線沿線では、沿線の街並みに配慮した高さとする。
	連続性	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の歴史的建造物を中心とした街並みの連続性に配慮する。 ・敷地を空地や駐車場（青空駐車場含む。）とする場合には、道路側から見えにくくなるよう塀、さく又は植栽などを設け、街並みの連続性に配慮する。
形態 ・ 意匠	屋根	<ul style="list-style-type: none"> ・切妻、寄棟（5/10勾配を基準とし、周辺の歴史的建造物の勾配に合わせる。）などとし、周辺の歴史的建造物と調和した形態とするよう努める。
	軒	<ul style="list-style-type: none"> ・建物本体と調和した軒の出とするよう努める。
	外壁	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の歴史的建造物と調和した形態とするよう努める。 ・大規模建築物の壁面構成は、水平方向、垂直方向の分節化に努める。
	腰	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺と調和した形態とするよう努める。
	開口部	<ul style="list-style-type: none"> ・窓、出入口などの開口部は、歴史的建造物に施されている装飾アーチや縦長窓などを設置するよう努める。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・主要な眺望地点からの景観に配慮する。 ・主要な道路の交差点、屈曲部、突き当たりなど、多くの視線を集めやすい場所に位置する場合には、アイストップやランドマークとなることを意識した形態・意匠とするよう努める。 ・歴史的建造物である石造り倉庫などに下屋などを設置するときは、建物本屋と調和した形態・意匠とするよう努める。

建築物	素材	屋根	<ul style="list-style-type: none"> ・瓦葺^{かわらぶ}き又は金属板葺^ぶきなどとする。
		外壁	<ul style="list-style-type: none"> ・中央通沿いでは、1階若しくは腰壁の仕上げを、軟石などの自然石とするよう努める。 ・中央通沿い以外の範囲では、軟石などを基調とするよう努める。 ・金属やガラスなど光沢性のある素材は、原則大きな面積で使用しない。
	色彩	屋根	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の街並みに配慮し、低明度[※]、低彩度[※]の色彩の使用に努める。
		外壁・腰	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の歴史的建造物の外壁の色彩[※]を基調とする。 ・別表2の「小樽歴史景観区域における色彩基準」による。
		その他	<ul style="list-style-type: none"> ・低層部は明るく開放的な意匠とするなど、商業地にふさわしいにぎわいと活気のある街並みの創出に努める。 ・建築物に設ける建築設備[※]（屋上設備を含む。）は、道路その他の公共の場所から見えにくい位置に設置する。やむを得ない場合には、ルーバー[※]などの覆いを設けるか壁面と同一の色調とするよう努める。 ・ごみ集積所を道路に面して設ける場合には、周辺の街並みとの調和を図るため、囲いや緑化などによる修景[※]や色彩などに配慮する。 ・自動販売機を道路に面して設ける場合には、周辺の街並みとの調和に努める。 ・日除けテントなどを設けるときは、建築物のアクセントとなるよう部分的な箇所^よに止める。
工作物	さく、垣、擁壁など		<ul style="list-style-type: none"> ・道路などから望見される擁壁などは、材料・仕上げ材に配慮するかあるいは緑化などによる修景[※]に努める。 ・敷地にさく、擁壁などを設ける場合には、極力生垣又は自然素材を用いたものとするよう努める。
	鉄塔など		<ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話などの鉄塔、鋼管柱などを地上から立ち上げることは、原則禁止する。これらのものを設ける場合には、建物の屋上に設け、主要な道路などから見えにくい位置に設置する。
	色彩		<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の街並みとの調和に配慮した色彩とする。 ・別表2の「小樽歴史景観区域における色彩基準」による。

⑧日本銀行地区

項目		基準
建築物	高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・市の指定有形文化財である日本銀行旧小樽支店に配慮し、17メートル以下とする。 ・旧国鉄手宮線沿線では、沿線の街並みに配慮した高さとする。
	連続性	<ul style="list-style-type: none"> ・日本銀行旧小樽支店やその周辺の歴史的建造物[※]を中心とした街並みの連続性に配慮する。 ・敷地を空地や駐車場（青空駐車場含む。）とする場合には、道路側から見えにくくなるよう塀、さく又は植栽などを設け、街並みの連続性に配慮する。
形態 ・ 意匠	屋根	<ul style="list-style-type: none"> ・市道浅草線沿い及び本通線沿いでは、^{ろく(りく)※}陸屋根などとし、周辺の歴史的建造物と調和した形態とするよう努める。 ・上記以外の範囲では、周辺の歴史的建造物[※]と調和した形態とするよう努める。
	軒	<ul style="list-style-type: none"> ・市道浅草線や本通線沿いでは、歴史的建造物[※]にある蛇腹^{じやばら}※を設けるなど単調な軒とならないよう努める。
	外壁	<ul style="list-style-type: none"> ・市道浅草線や本通線沿いでは、周辺の歴史的建造物[※]と調和した形態とするよう努める。 ・大規模建築物の壁面構成は、水平方向、垂直方向の分節化[※]に努める。
	腰	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺と調和した形態とするよう努める。
	開口部	<ul style="list-style-type: none"> ・窓、出入口などの開口部は、歴史的建造物[※]に施されている装飾アーチ[※]や縦長窓などを設置するよう努める。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・主要な眺望地点からの景観に配慮する。 ・主要な道路の交差点、屈曲部、突き当たりなど、多くの視線を集めやすい場所に位置する場合には、アイストップ[※]やランドマーク[※]となることを意識した形態・意匠とするよう努める。 ・歴史的建造物[※]である石造り倉庫などに下屋^{げや}※を設置するときは、建物本屋と調和した形態・意匠とするよう努める。

建築物	素材	外壁	<ul style="list-style-type: none"> ・市道浅草線及び本通線沿いでは、自然石などを基調するよう努める。 ・上記以外の範囲では、周辺の歴史的建造物[※]と調和した素材とするよう努める。 ・金属やガラスなど光沢性のある素材は、原則大きな面積で使用しない。
	色彩	屋根	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の街並みに配慮し、低明度[※]、低彩度[※]の色彩の使用に努める。
		外壁・腰	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の歴史的建造物[※]の外壁の色彩を基調とする。 ・別表2の「小樽歴史景観区域における色彩基準」による。
	その他		<ul style="list-style-type: none"> ・建築物に設ける建築設備[※]（屋上設備を含む。）は、道路その他の公共の場所から見えにくい位置に設置する。やむを得ない場合には、ルーバー[※]などの覆いを設けるか壁面と同一の色調とするよう努める。 ・ごみ集積所を道路に面して設ける場合には、周辺の街並みとの調和を図るため、囲いや緑化などによる修景[※]や色彩などに配慮する。 ・自動販売機を道路に面して設ける場合には、周辺の街並みとの調和に努める。 ・日除けテント^よなどを設けるときは、建築物のアクセントとなるよう部分的な箇所に止める。
工 作 物	さく、垣、擁壁など		<ul style="list-style-type: none"> ・道路などから望見される擁壁などは、材料・仕上げ材に配慮するかあるいは緑化などによる修景[※]に努める。 ・敷地にさく、擁壁などを設ける場合には、極力生垣又は自然素材を用いたものとするよう努める。
	鉄塔など		<ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話などの鉄塔、鋼管柱などを地上から立ち上げることは、原則禁止する。これらのものを設ける場合には、建物の屋上に設け、主要な道路などから見えにくい位置に設置する。
	色彩		<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の街並みとの調和に配慮した色彩とする。 ・別表2の「小樽歴史景観区域における色彩基準」による。

◎堺町本通地区

項目		基準
建築物	高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・市道本通第2線（堺町本通り）沿いでは、現況道路境界線から5メートルの範囲は、10メートル以下とする。 ・上記以外の範囲では、25メートル以下とする。 ・登録歴史的建造物の隣接地では、これらと調和した高さとする。
	連続性	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の歴史的建造物を中心とした街並みの連続性に配慮する。 ・敷地を空地や駐車場（青空駐車場含む。）とする場合には、道路側から見えにくくなるよう塀、さく又は植栽などを設け、街並みの連続性に配慮する。
形態 ・ 意匠	屋根	<ul style="list-style-type: none"> ・切妻<small>きりづま</small>、寄棟<small>よせむね</small>（5/10勾配<small>こうばい</small>を基準とし、周辺の歴史的建造物の勾配<small>こうばい</small>に合わせる。）などとし、周辺の歴史的建造物と調和した形態とするよう努める。
	軒	<ul style="list-style-type: none"> ・建物本体と調和した軒の出とするよう努める。
	外壁	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の歴史的建造物と調和した形態とするよう努める。 ・大規模建築物の壁面構成は、水平方向、垂直方向の分節化<small>ぶんせつか</small>に努める。
	腰	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺と調和した形態とするよう努める。
	開口部	<ul style="list-style-type: none"> ・窓、出入口などの開口部は、歴史的建造物に施されている装飾アーチ<small>さうし</small>や縦長窓<small>こうし</small>、格子窓<small>こうし</small>などを設置するよう努める。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・主要な眺望地点からの景観に配慮する。 ・主要な道路の交差点、屈曲部、突き当たりなど、多くの視線を集めやすい場所に位置する場合には、アイストップ<small>あいうとっぷ</small>やランドマーク<small>らんどまーく</small>となることを意識した形態・意匠とするよう努める。 ・歴史的建造物である石造り倉庫などに下屋<small>げや</small>などを設置するときは、建物本屋と調和した形態・意匠とするよう努める。

建築物	素材	屋根	<ul style="list-style-type: none"> ・瓦葺^{かわらぶ}き又は金属板葺^ぶきなどとする。
		外壁	<ul style="list-style-type: none"> ・市道本通第2線（堺町本通り）沿いでは、軟石や木などを基調とするよう努める。 ・上記以外の範囲では、周辺の歴史的建造物[※]と調和した素材とするよう努める。 ・金属やガラスなど光沢性のある素材は、原則大きな面積で使用しない。
	色彩	屋根	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の街並みに配慮し、低明度[※]、低彩度[※]の色彩の使用に努める。
		外壁・腰	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の歴史的建造物[※]の外壁の色彩を基調とする。 ・別表2の「小樽歴史景観区域における色彩基準」による。
	その他		<ul style="list-style-type: none"> ・低層部は明るく開放的な意匠とするなど、商業地にふさわしいにぎわいと活気のある街並みの創出に努める。 ・建築物に設ける建築設備[※]（屋上設備を含む。）は、道路その他の公共の場所から見えにくい位置に設置する。やむを得ない場合には、ルーバー[※]などの覆いを設けるか壁面と同一の色調とするよう努める。 ・ごみ集積所を道路に面して設ける場合には、周辺の街並みとの調和を図るため、囲いや緑化などによる修景[※]や色彩などに配慮する。 ・自動販売機を道路に面して設ける場合には、周辺の街並みとの調和に努める。 ・日除けテントなどを設けるときは、建築物のアクセントとなるよう部分的な箇所^よに止める。
工作物	さく、垣、擁壁など		<ul style="list-style-type: none"> ・道路などから望見される擁壁などは、材料・仕上げ材に配慮するかあるいは緑化などによる修景[※]に努める。 ・敷地にさく、擁壁などを設ける場合には、極力生垣又は自然素材を用いたものとするよう努める。
	鉄塔など		<ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話などの鉄塔、鋼管柱などを地上から立ち上げることは、原則禁止する。これらのものを設ける場合には、建物の屋上に設け、主要な道路などから見えにくい位置に設置する。
	色彩		<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の街並みとの調和に配慮した色彩とする。 ・別表2の「小樽歴史景観区域における色彩基準」による。

⑩入船七差路（メルヘン交差点）地区

項目		基準
建築物	高さ	・登録歴史的建造物 [※] の周辺では、これらと調和した高さとする。
	連続性	・周辺の歴史的建造物 [※] を中心とした街並みの連続性に配慮する。 ・敷地を空地や駐車場（青空駐車場含む。）とする場合には、道路側から見えにくくなるよう塀、さく又は植栽などを設け、街並みの連続性に配慮する。
形態 ・ 意匠	屋根	・寄棟 ^{よせむね} [※] などとし、周辺の歴史的建造物 [※] と調和した形態とするよう努める。
	軒	・建物本体と調和した軒の出とするよう努める。
	外壁	・周辺の歴史的建造物 [※] と調和した形態とするよう努める。 ・大規模建築物の壁面構成は、水平方向、垂直方向の分節化 [※] に努める。
	腰	・周辺と調和した形態とするよう努める。
	開口部	・窓、出入口などの開口部は、歴史的建造物 [※] に施されている装飾アーチ [※] や縦長窓などを設置するよう努める。
	その他	・主要な眺望地点からの景観に配慮する。 ・主要な道路の交差点、屈曲部、突き当たりなど、多くの視線を集めやすい場所に位置する場合には、アイストップ [※] やランドマーク [※] となることを意識した形態・意匠とするよう努める。 ・歴史的建造物 [※] である石造り倉庫などに下屋 ^{げや} などを設置するときは、建物本屋と調和した形態・意匠とするよう努める。
	素材	屋根
外壁		・自然石、れんがなどを基調とするよう努める。 ・金属やガラスなど光沢性のある素材は、原則大きな面積で使用しない。

建築物	色彩	屋根	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の街並みに配慮し、低明度[※]、低彩度[※]の色彩の使用に努める。
		外壁・腰	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の歴史的建造物[※]の外壁の色彩を基調とする。 ・別表2の「小樽歴史景観区域における色彩基準」による。
	その他		<ul style="list-style-type: none"> ・建築物に設ける建築設備[※]（屋上設備を含む。）は、道路その他の公共の場所から見えにくい位置に設置する。やむを得ない場合には、ルーバー[※]などの覆いを設けるか壁面と同一の色調とするよう努める。 ・ごみ集積所を道路に面して設ける場合には、周辺の街並みとの調和を図るため、囲いや緑化などによる修景[※]や色彩などに配慮する。 ・自動販売機を道路に面して設ける場合には、周辺の街並みとの調和に努める。 ・日除け^よテントなどを設けるときは、建築物のアクセントとなるよう部分的な箇所に止める。
工 作 物	さく、垣、擁壁 など	<ul style="list-style-type: none"> ・道路などから望見される擁壁などは、材料・仕上げ材に配慮するかあるいは緑化などによる修景[※]に努める。 ・敷地にさく、擁壁などを設ける場合には、極力生垣又は自然素材を用いたものとするよう努める。 	
	鉄塔など	<ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話などの鉄塔、鋼管柱などを地上から立ち上げることは、原則禁止する。これらのものを設ける場合には、建物の屋上に設け、主要な道路などから見えにくい位置に設置する。 	
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の街並みとの調和に配慮した色彩とする。 ・別表2の「小樽歴史景観区域における色彩基準」による。 	

⑪三本木急坂地区

項目		基準	
建築物	高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の街並みに配慮し、25メートル以下とする。 ・登録歴史的建造物の隣接地では、これらと調和した高さとする。 	
	連続性	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地を空地や駐車場（青空駐車場含む。）とする場合には、道路側から見えにくくなるよう塀、さく又は植栽などを設け、街並みの連続性に配慮する。 	
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・主要な眺望地点からの景観に配慮する。 ・主要な道路の交差点、屈曲部、突き当たりなど、多くの視線を集めやすい場所に位置する場合には、アイストップやランドマークとなることを意識した形態・意匠とするよう努める。 ・歴史的建造物である石造り倉庫などに下屋などを設置するときは、建物本屋と調和した形態・意匠とするよう努める。 	
	色彩	屋根	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の街並みに配慮し、低明度、低彩度の色彩の使用に努める。
		外壁・腰	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の歴史的建造物の外壁の色彩を基調とする。 ・別表2の「小樽歴史景観区域における色彩基準」による。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物に設ける建築設備（屋上設備を含む。）は、道路その他の公共の場所から見えにくい位置に設置する。やむを得ない場合には、ルーバーなどの覆いを設けるか壁面と同一の色調とするよう努める。 ・ごみ集積所を道路に面して設ける場合には、周辺の街並みとの調和を図るため、囲いや緑化などによる修景や色彩などに配慮する。 ・自動販売機を道路に面して設ける場合には、周辺の街並みとの調和に努める。 ・日除けテントなどを設けるときは、建築物のアクセントとなるよう部分的な箇所に止める。 	

工 作 物	さく、垣、擁壁 など	<ul style="list-style-type: none"> ・道路などから望見される擁壁などは、材料・仕上げ材に配慮するかあるいは緑化などによる修景[※]に努める。 ・敷地にさく、擁壁などを設ける場合には、極力生垣又は自然素材を用いたものとするよう努める。
	鉄塔など	<ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話などの鉄塔、鋼管柱などを地上から立ち上げることは、原則禁止する。これらのものを設ける場合には、建物の屋上に設け、主要な道路などから見えにくい位置に設置する。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の街並みとの調和に配慮した色彩とする。 ・別表2の「小樽歴史景観区域における色彩基準」による。

⑫水天宮周辺地区

項目		基準	
建築物	高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・水天宮眺望地点から見て、堺町岸壁及び港内水面を極力遮らない高さとする。 ・水天宮からの眺望や周辺の緑、住宅を意識して低層建築物とするよう努める。 	
	連続性	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地を空地や駐車場（青空駐車場含む。）とする場合には、道路側から見えにくくなるよう塀、さく又は植栽などを設け、街並みの連続性に配慮する。 	
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・主要な眺望地点からの景観に配慮する。 ・主要な道路の交差点、屈曲部、突き当たりなど、多くの視線を集めやすい場所に位置する場合には、アイストップやランドマークとなることを意識した形態・意匠とするよう努める。 ・歴史的建造物である石造り倉庫などに下屋などを設置するときは、建物本屋と調和した形態・意匠とするよう努める。 	
	色彩	屋根	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の街並みに配慮し、低明度、低彩度の色彩の使用に努める。
		外壁・腰	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の歴史的建造物の外壁の色彩を基調とする。 ・別表2の「小樽歴史景観区域における色彩基準」による。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物に設ける建築設備（屋上設備を含む。）は、道路その他の公共の場所から見えにくい位置に設置する。やむを得ない場合には、ルーバーなどの覆いを設けるか壁面と同一の色調とするよう努める。 ・ごみ集積所を道路に面して設ける場合には、周辺の街並みとの調和を図るため、囲いや緑化などによる修景や色彩などに配慮する。 ・自動販売機を道路に面して設ける場合には、周辺の街並みとの調和に努める。 ・日除けテントなどを設けるときは、建築物のアクセントとなるよう部分的な箇所^よに止める。 ・この地区を特徴づけている石垣や石段などの保全に努める。 	

工 作 物	さく、垣、擁壁 など	<ul style="list-style-type: none"> ・道路などから望見される擁壁などは、材料・仕上げ材に配慮するかあるいは緑化などによる修景[※]に努める。 ・敷地にさく、擁壁などを設ける場合には、極力生垣又は自然素材を用いたものとするよう努める。
	鉄塔など	<ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話などの鉄塔、鋼管柱などを地上から立ち上げることは、原則禁止する。これらのものを設ける場合には、建物の屋上に設け、主要な道路などから見えにくい位置に設置する。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の街並みとの調和に配慮した色彩とする。 ・別表2の「小樽歴史景観区域における色彩基準」による。

⑬有幌・港町地区

項目		基準	
建築物	連続性	<ul style="list-style-type: none"> 敷地を空地や駐車場（青空駐車場含む。）とする場合には、道路側から見えにくくなるよう塀、さく又は植栽などを設け、街並みの連続性に配慮する。 	
	形態・意匠	外壁	<ul style="list-style-type: none"> 有幌倉庫群周辺では、残されている有幌倉庫群に配慮した形態とするよう努める。
		その他	<ul style="list-style-type: none"> 主要な眺望地点からの景観に配慮する。 主要な道路の交差点、屈曲部、突き当たりなど、多くの視線を集めやすい場所に位置する場合には、アイストップやランドマークとなることを意識した形態・意匠とするよう努める。 歴史的建造物である石造り倉庫などに下屋などを設置するときは、建物本屋と調和した形態・意匠とするよう努める。
	色彩	屋根	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の街並みに配慮し、低明度、低彩度の色彩の使用に努める。
		外壁・腰	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の歴史的建造物の外壁の色彩を基調とする。 別表2の「小樽歴史景観区域における色彩基準」による。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 建築物に設ける建築設備（屋上設備を含む。）は、道路その他の公共の場所から見えにくい位置に設置する。やむを得ない場合には、ルーバーなどの覆いを設けるか壁面と同一の色調とするよう努める。 ごみ集積所を道路に面して設ける場合には、周辺の街並みとの調和を図るため、囲いや緑化などによる修景や色彩などに配慮する。 自動販売機を道路に面して設ける場合には、周辺の街並みとの調和に努める。 日除けテントなどを設けるときは、建築物のアクセントとなるよう部分的な箇所に止める。 		

工 作 物	さく、垣、擁壁 など	<ul style="list-style-type: none"> ・道路などから望見される擁壁などは、材料・仕上げ材に配慮するかあるいは緑化などによる修景[※]に努める。 ・敷地にさく、擁壁などを設ける場合には、極力生垣又は自然素材を用いたものとするよう努める。
	鉄塔など	<ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話などの鉄塔、鋼管柱などを地上から立ち上げることは、原則禁止する。これらのものを設ける場合には、建物の屋上に設け、主要な道路などから見えにくい位置に設置する。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の街並みとの調和に配慮した色彩とする。 ・別表2の「小樽歴史景観区域における色彩基準」による。

⑭小樽築港地区

項目		基準	
建築物	高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・平磯公園眺望地点から見て、小樽港マリーナ及び港内水面を極力遮らない高さとする。 ・上記以外の範囲では高層化に努める。 	
	連続性	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地を空地や駐車場（青空駐車場含む。）とする場合には、道路側から見えにくくなるよう塀、さく又は植栽などを設け、街並みの連続性に配慮する。 	
	形態 ・ 意匠	外壁	<ul style="list-style-type: none"> ・壁面構成は、水平方向・垂直方向の分節化[※]に努める。
		その他	<ul style="list-style-type: none"> ・主要な眺望地点からの景観に配慮する。 ・主要な道路の交差点、屈曲部、突き当たりなど、多くの視線を集めやすい場所に位置する場合には、アイストップ[※]やランドマーク[※]となることを意識した形態・意匠とするよう努める。
	色彩	屋根	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の街並みに配慮し、低明度[※]、低彩度[※]の色彩の使用に努める。
		外壁・腰	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の歴史的建造物[※]の外壁の色彩を基調とする。 ・別表2の「小樽歴史景観区域における色彩基準」による。
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・イルミネーションなど新しい都市のイメージにふさわしい演出に努める。 ・道路沿いでは、植栽などを行い緑化に努める。 ・建築物に設ける建築設備（屋上設備を含む。）は、道路その他の公共の場所から見えにくい位置に設置する。やむを得ない場合には、ルーバー[※]などの覆いを設けるか壁面と同一の色調とするよう努める。 ・ごみ集積所を道路に面して設ける場合には、周辺の街並みとの調和を図るため、囲いや緑化などによる修景[※]や色彩などに配慮する。 	

建築物	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・自動販売機を道路に面して設ける場合には、周辺の街並みとの調和に努める。 ・日除けテントなどを設けるときは、建築物のアクセントとなるよう部分的な箇所^よに止める。
工 作 物	さく、垣、擁壁など	<ul style="list-style-type: none"> ・道路などから望見される擁壁などは、材料・仕上げ材に配慮するかあるいは緑化などによる修景[※]に努める。 ・敷地にさく、擁壁などを設ける場合には、極力生垣又は自然素材を用いたものとするよう努める。
	鉄塔など	<ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話などの鉄塔、鋼管柱などを地上から立ち上げることは、原則禁止する。これらのものを設ける場合には、建物の屋上に設け、主要な道路などから見えにくい位置に設置する。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の街並みとの調和に配慮した色彩とする。 ・別表2の「小樽歴史景観区域における色彩基準」による。

⑮小樽駅前・中央通地区

項目		基準	
建築物	連続性	<ul style="list-style-type: none"> 敷地を空地や駐車場（青空駐車場含む。）とする場合には、道路側から見えにくくなるよう塀、さく又は植栽などを設け、街並みの連続性に配慮する。 	
	形態・意匠	屋根	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的建造物の形態を踏まえ、破風[※]やドーマー[※]などのデザインに工夫を凝らし、周辺の街並みに配慮する。
		外壁	<ul style="list-style-type: none"> 壁面構成は、水平方向や垂直方向の分節化[※]に努める。
		開口部	<ul style="list-style-type: none"> 窓などの開口部は、歴史的建造物に施されている装飾アーチ[※]窓などを設置するよう努める。
		その他	<ul style="list-style-type: none"> 主要な眺望地点からの景観に配慮する。 主要な道路の交差点、屈曲部、突き当たりなど、多くの視線を集めやすい場所に位置する場合には、アイストップ[※]やランドマーク[※]となることを意識した形態・意匠とするよう努める。
	素材	外壁	<ul style="list-style-type: none"> 1階若しくは腰壁の仕上げを、軟石などの自然石とするよう努める。 2階以上の壁面の仕上げは、全面ガラス及びメタリック仕上げの金属パネルによるものは避ける。
	色彩	屋根	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の街並みに配慮し、低明度[※]、低彩度[※]の色彩の使用に努める。
		外壁・腰	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の歴史的建造物の外壁の色彩を基調とする。 別表2の「小樽歴史景観区域における色彩基準」による。

建築物	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・低層部は明るく開放的な意匠とするなど、商業地にふさわしいにぎわいと活気のある街並みの創出に努める。 ・建築物に設ける建築設備（屋上設備を含む。）は、道路その他の公共の場所から見えにくい位置に設置する。やむを得ない場合には、ルーバー[※]などの覆いを設けるか壁面と同一の色調とするよう努める。 ・ごみ集積所を道路に面して設ける場合には、周辺の街並みとの調和を図るため、囲いや緑化などによる修景[※]や色彩などに配慮する。 ・自動販売機を道路に面して設ける場合には、周辺の街並みとの調和に努める。 ・日除^よけテントなどを設けるときは、建築物のアクセントとなるよう部分的な箇所^よに止める。
工 作 物	さく、垣、擁壁など	<ul style="list-style-type: none"> ・道路などから望見される擁壁などは、材料・仕上げ材に配慮するかあるいは緑化などによる修景[※]に努める。 ・敷地にさく、擁壁などを設ける場合には、極力生垣又は自然素材を用いたものとするよう努める。
	鉄塔など	<ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話などの鉄塔、鋼管柱などを地上から立ち上げることは、原則禁止する。これらのものを設ける場合には、建物の屋上に設け、主要な道路などから見えにくい位置に設置する。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の街並みとの調和に配慮した色彩とする。 ・別表2の「小樽歴史景観区域における色彩基準」による。

別表2 小樽歴史景観区域における色彩基準

①基調色[※]（ベースカラー）

○小樽歴史景観区域（小樽築港地区を除く）

建築物等の外観（屋根を除く）に使用できる色彩の範囲は、下表のとおりとする。ただし、下記のいずれかに該当する部分（場合）については、この限りでない。

- ・着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分
- ・②に該当する場合

使用する色相 [※]	明度 [※]	彩度 [※]
5R～YR～2.5Y (2.5Y含む)	3以上8以下とする	0.5以上6以下とする
2.5Y (2.5Y含まない)～10Y (10Y含む)		0.5以上4以下とする
10Y (10Y含まない)～10GY (10GY含む)		0.5以上3以下とする

○小樽築港地区

建築物等の外観（屋根を除く）に使用できる色彩の範囲は、下表のとおりとする。ただし、下記のいずれかに該当する部分（場合）については、この限りでない。

- ・着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分
- ・②に該当する場合

使用する色相 [※]	明度 [※]	彩度 [※]
R、YR、Y	2以上とする	6以下とする
上記以外		4以下とする

②強調色[※]（アクセントカラー）

基調色[※]以外の色彩を使用する場合は、1箇所当たり2平方メートル以下、かつ合計5平方メートル以下とする。

◆色彩基準の数値について

色彩基準の数値は、日本工業規格Z8721に基づくマンセル表示系[※]による。表示は、色相[※]（色合い）、明度[※]（明るさ）、彩度[※]（あざやかさ）の3つの属性によって色彩を表している。

例：5YR[※] 3.5[※] / 4[※]
 色相[※] 明度[※] 彩度[※]

1. 景観重要建造物の指定の方針

良好な景観の形成を図るうえで重要な建造物（これと一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件を含む）の保全を図るため、外観の優れた建造物で、道路などの公共の場所から容易に望見することができ、次の基準のいずれかに該当するものを景観重要建造物として指定します。

市民に親しまれ、地域のシンボリックな存在であり、良好な景観の形成に寄与するもの

歴史的、文化的又は建築的に価値が高く、周辺地域の良好な都市景観を特徴づけているもの

2. 景観重要樹木の指定の方針

良好な景観の形成を図るうえで重要な樹木の保全を図るため、外観の優れた樹木で、道路などの公共の場所から容易に望見することができ、次の基準のいずれかに該当するものを景観重要樹木として指定します。

市民に親しまれ、地域のシンボリックな存在であり、良好な景観の形成に寄与するもの

地域の自然、歴史、文化等からみて、価値が高いと認められるもの

3. 小樽市歴史的建造物[※]等の指定の方針（景観条例に基づく指定）

（1）小樽市歴史的建造物[※]の登録（指定）の方針

建造物の持っている外観を極力損ねないよう建物の保全・保存を図るため、歴史的建造物[※]として保全すべきものを所有者の同意を得て「小樽市登録歴史的建造物[※]」として登録し、このうち特に重要と認めるものを所有者の同意を得て「小樽市指定歴史的建造物[※]」として指定します。

（2）保存樹木等の指定の方針

樹木等の健全な育成及び保存並びに都市景観の形成を図るため、保存や保全が必要な樹木等を所有者の同意を得て「保存樹木等」として指定します。

1. 基本的事項

屋外広告物は、広く人々の生活に必要な情報提供機能を有するほか、商業地などでのにぎわいや活気を与える要素となっている反面、大型・大量の屋外広告物が無秩序に設置される場合もあり、生活環境や景観への悪影響など、建築物や工作物と同様に景観の良否を左右する重要な要素となっています。

このことから、屋外広告物についても景観形成の基本目標及び方針に基づき、建築物や緑地等とともに自然景観や地域の特性との調和を図り、良好な景観の保全の取組が重要となっています。

特に、小樽歴史景観区域においては、本市の良好な都市景観を形成している自然景観や歴史景観、眺望景観など地域の特性を踏まえた表示及び掲出する物件の設置に関する行為の制限を定める必要があります。

2. 誘導方針

屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限については、地域の特性を踏まえ良好な景観を形成するため、次の事項を方針として景観誘導に努めます。

周囲の街並みや当該建築物と調和した設置、掲出方法等となるよう努めます

必要最小限の数や表示面積、高彩度[※]の色彩を避けるなど本市の重要な景観の構成要素である自然景観や歴史的景観、眺望景観などに十分配慮します

【あ行】

《アイストップ》

人の視線が誘導され、引き付けられるような際だった場所や建築物。

《アミューズメント》

娯楽、遊戯、楽しみの総称。

《ウォーターフロント》

海や川などに接する陸域およびそれにごく近い水域を併せた空間。

《^{おき}置屋根》

屋根形状のひとつ。
石造り倉庫などの上に、構造的に独立した屋根を乗せる構造。

《オタルナイ^{うんじょうや}運上家》

江戸時代、北海道の松前藩において、交易による運上金を徴収する制度、すなわち場所請負制度の下に、場所請負なる商人が一定の商場ごとに設けた施設。
※オタルナイ^{うんじょうや}運上家は、現在の堺町郵便局の場所にあった。現在も碑が建てられている。

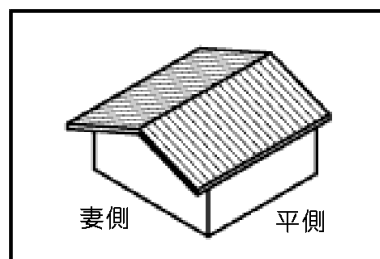
【か行】

《近代化遺産》

主に江戸時代末期から第2次世界大戦終了時まで、近代的な手法によってつくられた建造物や工作物。

《^{きりつま}切妻屋根》

屋根形状のひとつ。
大棟の両側にのみ流れをもつ屋根形式。



《^{きりつま}切妻屋根のイメージ》

《基調色》（ベースカラー）

建物に関して比較的大きな面積を占めている部分の色。

《強調色》（アクセントカラー）

全体に対して、ごく小さな面積しか占めていないが、全体を引き締め、引き立てる色。

《^{きよか}漁家建築》

ニシン漁などの網元や漁師たちのために建てられた建築物。
ニシン御殿・番屋と呼ばれる一連の建築物。

《クロスポイント》

都市空間のとらえ方の一つで、人と人の交差する場で生まれる空間。

《景観形成重要建築物等》

良好な都市景観を形成する上で重要な建築物等として市長が指定するもの。

《景観地区》

都市計画の手法を活用して、より積極的に良好な景観の形成を図る地区。

《劇場都市》

小樽の地形が海に面し他三方が山に囲まれており、その特徴が古代ギリシャの野外劇場に似ていることから劇場都市と呼んでいる。

《^{げや}下屋》

屋根形状のひとつ。
主たる屋根の軒から一段下げて取り付けられた小屋根およびその下の空間。

《建築設備》

建築に設けられる各種の環境形成・維持システム、各種の利便施設、安全設備およびそれらを運転するために必要なエネルギー供給設備をいう。

具体的には電気、空調、換気、衛生、昇降機、監視制御、通信および電源、熱源、給排水装置などの諸設備。

《^{こうし}格子窓》

窓形状のひとつ。
格子で構成された窓。
建具に格子戸を使ったものと、建具とは別に開口（部）に格子を取り付けたものがある。



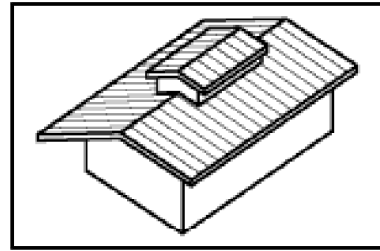
^{こうし}格子窓の事例

《港湾景観》

港湾及びその周辺で良好な水辺の景観や新しい港湾の景色の保全・創出される景観。

《^{こうし}越屋根》

屋根形状のひとつ。
屋根からの採光と換気のために大棟の一部をもち上げて作られた小屋根。



^{こうし}越屋根のイメージ

【さ行】

《彩度》

物体表面色の冴えや鮮やかさを示す色の三属性の一つ。

同一明度の無彩色からのへだたりの程度を尺度化した指標。

《色相》

色の三属性の一つ。
赤、黄、緑、青、紫などの色名によって特性づけられるもの。

《指定歴史的建造物》

登録歴史的建造物のうち、特に重要と認めるもので市長が指定した建築物。

《修景》

現在の環境に手を加え、景観を美しく整えること。

ランドスケイピングともいう。

《重要眺望地点》

特に小樽を代表する眺望の場所として広く市民に親しまれている公園、山頂等で、市長が指定する場所。

《スカイライン》

建築物の屋根や丘陵などの地形がつくる線形で、天空との境界線。
遠景ではシルエットとなる。

《セットバック》

敷地の境界線から外壁を後退させること。
建物上部を段状に後退させることをいうこともある。

《装飾アーチ》

窓形状のひとつ。
窓枠上部が曲線形になった窓。



装飾アーチの事例

【た行】

《都市軸》

市街地中心部の重要な拠点と「景観拠点」を結ぶなどシンボリックな道路。

《ドーマー》

屋根に設ける窓。
屋根裏部屋の採光のために屋根から突出した窓。



ドーマーの事例

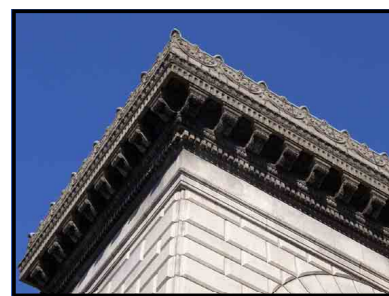
《登録歴史的建造物》

歴史的建造物として保全すべきもので、市長が登録した建築物。

【な行】

《軒蛇腹》^{のきじやばら}（コーニス）

軒先形状のひとつ。
壁体や軒に突出する帯状の装飾。
壁面の最上部、または各部の区切りとして付ける線形装飾の水平帯。



^{のきじやばら}
軒蛇腹の事例

【は行】

《破風》^{はふ} ^{きりづま}

切妻、入母屋など屋根の妻の部分。

《曳家工法》

建造物を解体しないで、機械または人力によって水平移動させ、あらかじめ造られた基礎の上に移す工事の工法。

《船入溜》

昔、^{はしけ} 舢舨から積卸しの便を図るため、倉庫などの前面に造られた船着場。

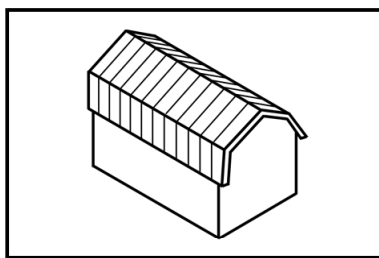
《分節化》

大きな物の圧迫感を軽減するため、デザイン的に分割すること。
一連のものをいくつかに分けること。

【ま行】

《マンサード》（腰折れ屋根）

屋根形状のひとつ。
棟近くの勾配が緩く、途中で屋根面が折れて、軒に近い部分の勾配が急になった屋根。



マンサードのイメージ

《明度》

物体表面の明るさを判定する視知覚の属性を心理的に尺度化した指標。

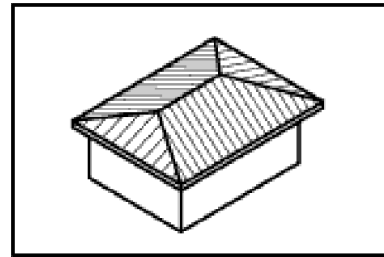
《マンセル表示系》

色彩の心理的な三属性である色相、明度、彩度によって表色する体系。

【や行】

《寄棟 屋根》

屋根形状のひとつ。
大棟から四方向に^ぶ葺きおろされた屋根形式。



寄棟屋根のイメージ

【ら行】

《ランドマーク》

山や尖塔など景色の中で目立つ目印。
歴史的、文化的にみて価値のある場所や建物をいうこともある。

《ルーバー》

薄くて細長い羽根板を平行または格子状に組み、開口部や照明器具を設けて、視線や風・光の方向を調節するスクリーン。

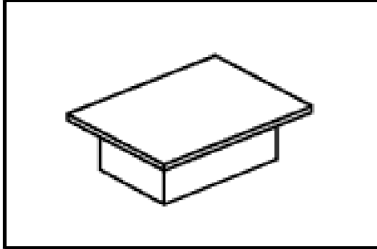
《歴史的建造物》

小樽市にとって歴史的かつ文化的に価値が高い建築物及びこれと一体をなす工作物。

ろく(りく)
《陸屋根》

屋根形状のひとつ。

水平か勾配がきわめて緩い屋根。



ろく(りく)
陸屋根のイメージ

用語の解説を作成にあたり、参考にした文献を以下に示す。

- ・ 建築学用語事典（建築学会編）
- ・ 建築大辞典（彰国社）
- ・ 建築カタカナ語・略語辞典（建築慣用語研究会編）
- ・ 市条例ほか